

[機密性 2]

令和 6 年度

民事事件担当裁判官等事務打合せ

(令和 6 年 10 月 15 日)

協議結果要旨

いいこと たくさん



最高裁判所事務総局民事局

この資料は、令和 6 年 10 月に開催された民事事件担当裁判官等事務打合せの協議結果の要旨を取りまとめたものである。

【民事局長挨拶要旨】

- 1 民事訴訟の審理運営改善については、民事訴訟手続のデジタル化の議論の始まりを契機として、全国で検討が進められてきました。本事務打合せでは、これまでの検討の一つの区切りとして、二つの協議事項、すなわち、第一にフェーズ3を見据えた判決書の在り方、第二に争点整理の中終盤における各種手法の効果検証について、協議をお願いしたいと思います。
- 2 これらの協議事項の内容及び趣旨につきましては、6月28日に発出した民事局長書簡（資料1）に詳しく記載させていただいたとおりです。つきましては、本日は同じ内容を重複して説明することは避け、本事務打合せにおいて「判決書の在り方」という極めて難しいテーマを取り上げるに当たり、民事局として特に悩んだ点、また、そのこととの関係で協議員の皆様にお願いしたい点を最初にお話しさせていただきたいと思います。

民事局では、年に1回又は2回のペースで民事事件担当裁判官等事務打合せを開催しておりますが、直近の十年余の間で、判決書の在り方を協議テーマのメインに据えたことはなかったと思います。その理由は定かではありませんが、想像するに、一つには、争点整理において当事者との間で当該事案の争点及びその軽重について適切な認識共有ができるれば、判決書は自ずと簡にして要を得たものとなるはずであり、課題の本質は、判決書の書き方ではなく争点整理の充実にあるという考えがあったのではないかと推測します。また、二点目としては、判決書の書き方自体については、司法研修所の「民事判決起案の手引」という優れた書籍があることに加え、令和4年9月には判決書に関する司法研究も発表されたため、これ以上、一般論について議論することにはあまり意味がなく、むしろ具体的な事件を前提とした工夫と実践を各部で行っていくことが重要であるとの考えもあったのではないかと推測します。

- 3 本事務打合せでは判決書の在り方を取り上げますが、今挙げた二つの考え方については、現時点でも基本的にそのとおりであろうと考えています。
(1) まず、一点目の争点整理と判決書の関係については、本事務打合せの前に行ったアンケート（資料2）でも、判決書の課題の原因は争点整理にあるとの回答が多く寄せられました。争点整理の問題と切り離して、判決書の単なる形式的な書き方の議論に終始するようなことがあれば、問題の本質を見失いかねないという点は、本日の議論に当たって協議員の皆様にも気に留めていただければと思います。

〔機密性2〕

他方、判決書の課題の多くは争点整理に由来するとしても、判決書固有の課題として、どのように書けば簡潔に分かりやすく裁判所の判断を示せるかという問題は別個に存在し得ると考えられます。判決起案に長い時間を費やし、負担を感じる裁判官が少なくないとの指摘もある中、判決書の各パートの機能に照らして必要十分な記載内容は何かを改めて確認することは、裁判の質を維持しつつ、過度の負担感なく事件処理をするという好循環を実現するために、意味のある作業であると考えました。

また、争点整理との関係を考えても、中終盤で当事者の主張立証が拡散してしまって適切な時期に争点整理手続を終了させるのが難しいという悩みや、争点やその軽重についての当事者との認識共有が上手くできないという悩みは頻繁に聞くところです。こうした悩みに特効薬はありませんが、最終的に判決書に記載すべき内容をイメージした上で、そこから遡って争点整理の中終盤ですべき審理内容を考えることは、現状の争点整理の何が過剰で、何が不足しているかを検討する上で有効な視点になるのではないかと考えた次第です。

- (2) 次に、全国協議会で判決書について議論することの有用性についてですが、適正な判決書の在り方は事案によって様々であり、一般論には限界があることから、各部における事件処理を通じた検討が中心となるべきことは、改めて指摘するまでもないと思います。

他方、フェーズ3を目前に控えて判決書をどう改善していくかについての関心が高まり、高裁からも第一審判決書に変化がみられるとの声が聞こえる中、各裁判官がそれぞれの工夫を持ち寄り、その利点・欠点について忌憚なく意見交換をすることは、今の時期に重要なことであると考えました。特に、第一審判決書について高裁裁判官から、控訴審判決書について地裁裁判官から率直な意見を聞くことは各部・各庁の取組だけでは難しい面もあり、全国協議会ならではの意義があると思います。ぜひ、この趣旨をお汲み取りいただき、相互に遠慮することなく、活発な意見交換をお願いしたいと思います。

最後に、一般論を議論しても意義は乏しいのではないかとの懸念については、民事局の協議会としては異例ではありますが、サンプル判決（資料3）を素材として提供することで工夫をさせていただきました。このような試みが成功するかどうかは心許ないところですが、議論が空中戦にならないようにご協力いただければ幸いです。

目次

協議事項第1 フェーズ3を見据えた判決書の在り方	1
1 第一審判決書の現状と目指すべき方向性	1
(1) 現在の判決書の課題	1
(2) 現状の課題の原因	3
(3) 課題への対応策と目指すべき方向性	4
2 核心を捉えたコンパクトな第一審判決書の具体的検討	5
(1) 事案の要旨	5
(2) 前提事実	6
(3) 当事者の主張	7
(4) 認定事実／理由の説示	10
3 控訴審判決書の在り方	12
(1) 控訴審判決書の課題	12
(2) 引用判決の分かりやすさに向けた改善	13
(3) 簡にして要を得た控訴審判決書の実現	14
協議事項第2 争点整理の各種手法の共有	15
1 争点整理終結段階での審理の到達度	15
(1) 争点整理終結段階での審理の到達度	15
(2) 争点整理終結時までに判決書作成のために当事者との間で行っておくべき内容	17
2 争点整理中終盤の審理手法	20
(1) 効率的で汎用性のある主張整理の進め方	20
(2) 効率的で汎用性のある証拠整理の進め方	23

協議事項第 1 フェーズ 3 を見据えた判決書の在り方

1 第一審判決書の現状と目指すべき方向性

(1) 現在の判決書の課題

アンケート結果

● 判決書の課題(アンケート2頁・地裁質問2)



- 回答者の大多数が判決の課題として①冗長／メリハリがない等を挙げた。
- ①の具体的な内容としては、(i)メリハリ・バランスを欠いている(争点の重要度に関わらず、全ての争点・主張について分厚く記載する等)、(ii)判断に必要のない記載が多い、(iii)前提事実と認定事実の間等の重複記載、(iv)詳細すぎること等の回答があった。

現在の判決書の課題に関するアンケート結果は、「冗長／メリハリがない等」を指摘する裁判官が圧倒的多数であったが、冗長な判決は何が問題なのか、コンパクトな判決書を目指す目的はどこにあるのか。

○ 判決は、読み手に対して、裁判所がどのような事案についてどのような判断をしたのかを分かりやすく記載する必要があり、冗長な判決の問題点は、判決書の長さそれ自体ではなく、その事案に応じた適切な分量を越えた記載がなされることにより、裁判所の判断内容が適切に判決の読み手に伝わらないところにあることに異論はなく、以下の意見があった。

◆ 判決書において、重要な部分とそうでない部分のメリハリをつけずに平板な記載がされると、中心的な争点や裁判所が判断において重視したポイントが分かりにくくなり、説得力も低下してしまう一方、短くしたからといって、そのこと自体から直ちに、分かりやすくなったり、説得力が増えるということでもないので、どういった記載が必要なのかを吟味していくことが重要である。

◆ 判決書の中で全ての主張に対して丁寧に答えようすると、枝葉末節の

ところで誤ってしまい、当事者において、判断の中心的なところには不満がなくても、細かいところで不満が出てしまうこともある。

- ◆ コンパクトな判決書を目指す目的は、判決書の分量を減らして、裁判官の作業負担を軽減する点にあるのではなく、裁判所の判断の核心部分がどこにあるかを端的に示す点にある。
- ◆ (判決書をチェックする書記官の立場から、) 丁寧な説明が必要な事案があるのは当然であるが、判決書が無用に長くなればチェックの質が下がったり、チェックに要する時間や労力が増すという面はある。

判決書の適切な分量とは、どのような視点、どのような考慮要素で考えればよいか。当事者が理解可能であれば、高裁を含む第三者が判決書のみでは理解困難でもよいか。

- 判決の読み手として誰を想定するかによって適切な分量は異なり得るが、当事者が理解可能であれば、高裁を含む第三者には判決のみでは事案の理解が困難になってもよいかについては、以下のとおり、読み手として第三者も想定して自己完結した判決書を目指すべきという意見と、事案に応じて当事者のみを想定した記載も許容し得るのではないかという意見があった。

＜原則として第三者を読み手として想定すべきという意見＞

- ◆ 判決は、それ自体で自己完結し、国民の検証に耐えられるものである必要がある。判決の読み手について誰を想定するかに関わらず、中心的な争点とそれに対する裁判所の判断が理解困難になるものであってはならない。
- ◆ 判決データベース化後は、判決がより広く公開され、国民の行動規範となることが想定されることから、判決の読み手として第三者を意識する必要がある。

＜事案に応じて当事者のみを読み手として想定することも許容する意見＞

- ◆ 判決は第一義的には当事者のためのものであることからすると、①社会的耳目を集める事案や波及効のある事案等ではなく、第三者を想定する必要がない場合、②上訴の可能性が低い場合、③迅速な判断を求められる場合等は、当事者のみを念頭において記載も許容され得るのではないか。

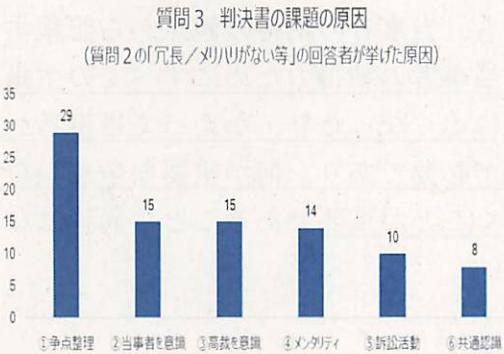
＜控訴審の立場からの意見＞

- ◆ 控訴審としては、一審の判決書で全体像が分かった方がよく、背景を細かく記載する必要はないが、判断の枠組みや主張立証の構造が分かる程度の記載はあった方がありがたい。

(2) 現状の課題の原因

アンケート結果

● 判決書の課題の原因(アンケート3頁・地裁質問3)



判決書の課題として「冗長／メリハリがない等」を挙げた回答者は、その原因として、①争点整理が適切に行われていないこと(争点の軽重に関する認識共有不足)、②③当事者、高裁を意識した念のための記載等、④過度な精緻さを求めるなどの裁判官のメンタリティ、⑤網羅的に主張するなどの当事者の訴訟活動、⑥判決に記載すべき内容の共通認識の欠如などを挙げている。

判決書が冗長となる原因について、アンケートの結果では、争点整理が適切に行われていないこと(29名)、高裁や当事者を意識して念のための記載が多いこと(各15名)等の指摘が多かったが、争点整理が適切に行われないとなぜ判決が冗長になるのか。

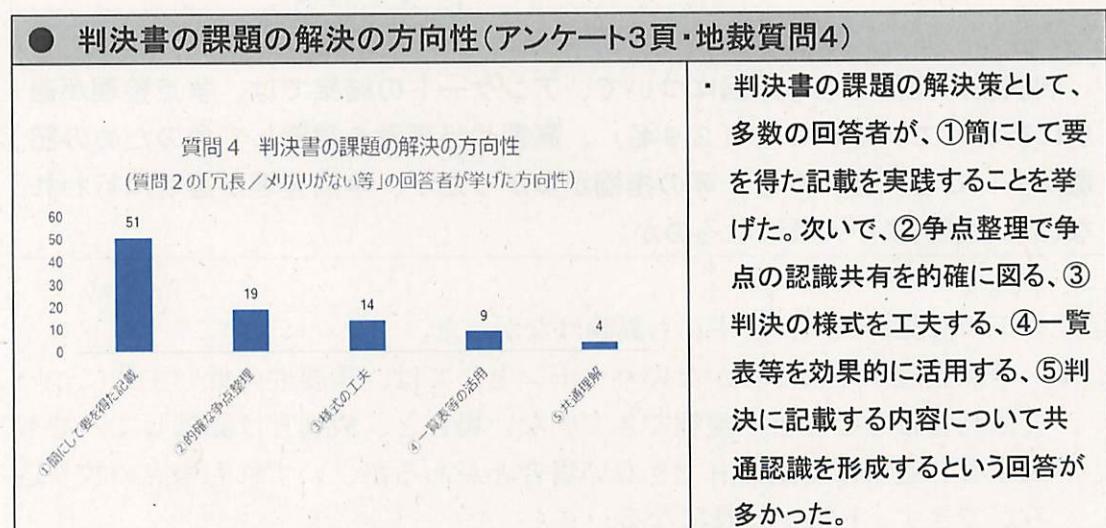
- 以下の意見があり、いずれも異論はなかった。
 - ◆ 争点整理がうまく行かないパターンとしては、重要性の低い主張について裁判官自身が分析・整理できていない場合と、裁判官は認識していても、当事者と適切に認識共有できない場合とがあるが、いずれも争点の絞り込みができず、判決が冗長になる。
 - ◆ 争点整理が適切に行われないと、争点の重み付けがされず、全ての争点に対して平板に記載することになり、冗長になりがちである。

当事者や高裁への配慮に関しては、判決の目的・機能に、国民や上級審に裁判所の判断及び判断過程を示すという点が含まれることからすれば、配慮が不要だとは一概に言えないところもあるが、どういう配慮は必要で、どういう配慮は行き過ぎなのか。

- 高裁との関係については、第一審の裁判官は、第一審における中心的争点に対して端的に判断を示した分かりやすい判決書を心掛ければよく、それ以上に、控訴審判決を予測して先回りをした記載をしようとする必要はないという意見があり、控訴審裁判官を含めて、異論はなかった。
- 当事者との関係については、当事者が力点を置いていた主張に関しては、結論を示すために必要がない場合でも、当事者の納得の観点から記載することはあり得るとの意見もあったが、当事者の納得のためにすべての主張に丁寧に答えようとすると判決が分かりにくくなったり、かえって当事者から反感を買う場合もあることから、注意が必要であり、何が重要な争点かを争点整理の中で当事者と認識共有しておくことが重要であることに異論はなかった。

(3) 課題への対応策と目指すべき方向性

アンケート結果



判決の課題に対応するために、具体的にどのような点に力点を置いて取り組む必要があるか。

- 判決の課題に対応するためには、①争点整理の改善と②判決書の在り方固有の課題の改善の双方に取り組む必要があり、①についてはこれまでの審理運営改善の議論を踏まえて、デジタルツールを活用しつつ過度な負担なく争点についての認識共有を行うこと、②については争点整理で認識共有した争

点について、裁判所の判断を分かりやすく示すことを基本的な視点としつつ、必要十分な記載とはどのようなものかについて、各庁・各部で個別具体的な議論をし、緩やかなコンセンサスを形成していくことが重要であるという意見があり、異論はなかった。

- 具体的な判決の記載については、判決を作成しながら、あるいは、一旦判決を書き上げた後に、不要な記載がないかをチェックするだけでも大きな意味があり、事件が多くてそのような余裕もないという声もあるものの、事案を選びながらそのような取組を行うことが重要であるという意見があり、異論はなかった。

2 核心を捉えたコンパクトな第一審判決書の具体的検討

(1) 事案の要旨

事案の要旨について、不必要的記載を避けつつ、判決書の読み手に事案を把握しやすくするという観点から、どのような記載をするべきか。

サンプル判決①は請求の法的根拠のみを記載し、②はこれに加えて当事者の関係性を記載し、③はさらに紛争の経緯まで簡略に記載しているが、事案の要旨の役割を踏まえ、これらの記載についてどう考えるか。

- 事案の要旨の記載の内容・程度については、以下のとおり、事案の要旨には、読み手の理解のために、事件の顔を記載すべきであるという意見と、前提事実をある程度記載するのであれば、事案の要旨は必要最低限の記載とすることが考えられるという意見等があった。
 - ◆ 事案の要旨は、訴訟物を提示するとともに、読み手に対して、どういう事案なのか（事件の顔）を示すことで、読み手に先の分からぬままに長文を読み込ませるという不安から解放するという機能がある。貸金、交通事故や比較的簡単な事案であれば、請求の法的根拠を示すだけでも足りる場合もあり得るが、非典型契約や不法行為については、最初に人間関係や非典型契約・不法行為の骨子を示した方が分かりやすいのではないか。
 - ◆ 前提事実等の事案の要旨以下の記載も含めて事案を理解できるのであれば、事案の要旨は最低限の記載で足りるのではないか。
 - ◆ 事案の要旨にどの程度記載するかは、当事者以外の第三者を読み手として想定するか否かによるのではないか。

〔機密性 2〕

- サンプル判決については、以下のとおり、サンプル①の記載で読み手の理解に支障があるかどうかは意見が分かれ、②③程度の記載がよいのではないかという意見が多かった。

＜サンプル①＞

- ◆ サンプル①でも、全体を通して読めば、請求の法的根拠や本件念書の評価が争われていることが示されており、重複がなく、過不足ない判決ということもできるのではないか。
- ◆ サンプル①を読んだときは、これだけでも事案を理解できるとも思ったが、②③と読み進めると、こういう事案だったのかと感じた。分かりやすさについては、②③の方が分かりやすいのではないか。
- ◆ サンプル①は、判決書全体を通読しないと事案の理解が困難であり、事案の要旨の役割を果たしていない。読み手にとって不親切であると感じる。

＜サンプル②③＞

- ◆ 本件は、典型的な合意ではないので、最低限、サンプル②程度の記載が必要であり、③程度まで書いていると気が利いていると感じる。
- ◆ サンプル③は分かりやすく、事案の要旨のみをみれば書きすぎということはないが、全体としてこれと同様に丁寧に書こうとすると、長くなるかもしれない。

(2) 前提事実

前提事実について、不必要的記載を避けつつ、中心的争点の理解を容易にする観点から、どのような記載をすべきか。

サンプル判決は、②③が前提事実の記載があるもの、①が前提事実の記載のないものとなっているが、前提事実の機能に照らして、これらの記載についてどう考えるか。

- 前提事実の記載の程度については、当事者の主張を理解するのに必要な限度で簡潔に記載すべきという意見があり、異論はなかった。その他、以下の意見があった。

- ◆ 判決の読み手として当事者を想定するか、第三者を想定するかで記載の程度は異なるのではないか。また、判決の書き手の頭の整理という面もある。これらを踏まえて事案に応じてどの程度記載するかを考えればよいのではないか。

- ◆ 前提事実の記載の程度は、当事者主張欄の記載の程度と密接に関わっており、当事者主張欄を主要事実や重要な間接事実に絞っていくのであれば、前提事実は自ずと絞られていく。
- サンプル判決の記載について、以下のとおり、本件のような事案で、かつ、当事者のみを読み手と想定するのであれば、サンプル①でも問題ないという意見もあったが、②③の記載で長いということではなく、分かりやすさの観点からは②③がよいという意見も複数出された。
- ◆ 本件は、事案が複雑ではなく、当事者の主張を理解するために必要な事実は念書の成立くらいであるから、サンプル①もあり得る。また、判決の読み手として当事者を想定するのであれば、サンプル①で足りる。読み手として第三者を想定するのであれば、②程度の記載は必要であり、分かりやすさを求めるのであれば、③程度の記載になる。
- ◆ サンプル①は、前提事実がないため、当事者の属性や背景事情が分からず、どのような紛争なのかが把握できず、読み手一般も控訴審もイメージが持てないのではないか。
- ◆ サンプル①は、念書の作成日の記載がなく、訴訟物の特定に疑問がある。
②程度の記載は必要ではないか。
- ◆ サンプル③も前提事実の記載として長いということはない。

(3) 当事者の主張

中心的争点を浮き上がらせるという当事者の主張欄の役割を踏まえ、主張欄にどこまで記載するべきか。

サンプル判決②は主要事実中心のもの、③は細かな主張や間接事実等も記載したものであるが、これらの記載についてどう考えるか。

- 当事者の主張欄については、基本的には主要事実レベルの記載があれば足り、事案に応じて、主張の対立点が理解できるように重要な間接事実を記載するべきであるが、それ以外の主張については、記載するとしても、判断欄に記載すれば足りるのではないかという意見があり、異論はなかった。また、この点に関し、当事者の主張を当裁判所の判断に先出しして記載するのは、当事者の主張の対立点を明らかにすることにより、読み手に対して、後に続く事実認定や判断を読む際の着眼点を与えるという意味があるが、ここが冗長化すると、分かりにくくなるという指摘があった。

- サンプル判決の事案については、サンプル②のように、本件念書について被告がどのように争っているかが分かればよく、③のように、主要事実や重要な間接事実にあたらない評価についての主張を当事者の主張欄に取り上げる必要はなく、これらについては判断欄に記載すれば足りるという点について異論はなかった。

当事者の主張欄の改善策として、争点のみを記載し、当事者の主張の要約は記載しないことも考えられるという意見もあるが、中心的争点を浮き上がらせるという主張欄の役割との関係で、このような方法についてどう考えるか。事案によるとした場合には、どう使い分けるか。サンプル判決②③は当事者の主張内容まで記載している一方、①は争点項目のみの記載となっているが、これらの記載についてどう考えるか。

- 当事者の主張欄の役割からすると、当事者がどのような理由で争っているか、その主張の対立点を示す必要があるが、暴行の有無や貸付けの有無が争点になっている事案や、不貞の事案で慰謝料額のみが争点になっているような場合など、争点項目のみで争点の理解に支障がない場合には、争点の項目のみを記載することも差し支えないのではないかという意見があった一方で、実際には、争点項目のみで主張の対立点を把握できる事案は限られるのではないかという指摘もあった。
- サンプル判決の事案については、争点 1 について、サンプル①のように、「合意が成立したか」という項目だけでは、被告がどういう形で合意を争っているかが分からぬため、②程度の記載が必要ではないかという意見があり、異論はなかった。
また、争点 2、3（心裡留保、公序良俗違反）についても、サンプル①のような争点項目のみでは、どこに着目して認定事実を読めばいいかが分からぬため、中核的事実を記載する必要があるという意見があった。

争点の軽重について裁判所と当事者の間で認識が異なる場合は、裁判所が重要でないと考える主張をどの程度記載するべきか。サンプル判決はいずれも、自然債務の主張を当事者主張欄に記載していないが、この点についてどう考えるか。

- 裁判所と当事者の争点の軽重についての認識が異なる場合、結論に直結しない争点については、当事者の主張として摘示する必要はないものの、審理の中で、口頭協議を通じて認識共有を図るように努めることが重要であるという意見があり、異論はなかった。
- サンプル判決の自然債務の主張について、当事者主張欄に記載することを要しないことについて異論はなかった。
- 控訴審の立場から、心裡留保、公序良俗の争点については、合意の成否が重要な争点であることについて当事者と認識共有ができれば、争点から落として、判断部分で記載しても問題はないという意見や、片面的債務負担の合意が無効であるとの主張は、被告独自の見解であって、当事者主張欄に記載する必要はないのではないかという意見などがあった。

結論を導く上で不要な主張の省略に関し、控訴審での弁論更新との関係や控訴審の心証が原審と異なる可能性等を踏まえ、どのように考えるか。

- 結論を導く上で不要な主張の省略に関しては、以下のとおり、**主要事実については記載すべきという意見**と、**省略して差し支えないという意見**があった。

<主要事実については記載すべきという意見>

- ◆ 原判決記載のとおり原審口頭弁論の結果陳述とすることにより、原判決で省略された主張がどのように扱われるかを当事者が理解しているかは心もとない。
- ◆ 当当事者の主張については原審裁判官が最もよく理解しており、原判決で主張を明記するのが簡明で効率的である。簡潔な記載であれば、判決に記載する負担も少ない。
- ◆ 主張を落とすことは、無用な控訴を招くおそれがあるほか、当事者が原判決に基づく結果陳述に消極的になり、全体として非効率になる懸念がある。

<省略して差し支えないという意見>

- ◆ 弁論更新の方法は控訴審又は当事者が判断すればよく、控訴審への配慮は不要である。
- ◆ 省略された争点について、控訴審で問題になって結論が変わる場合は、当事者との関係で不意打ちにならないよう、高裁で新たに争点として取り

上げることになるから、記載を省略しても差し支えはない。

(4) 認定事実／理由の説示

判決書に記載すべき認定事実について、どのような観点から取捨選択を行うか。サンプル判決②③では、争点1について、本件念書作成前の被告とAの交渉経過や、本件念書作成後の被告の行動（一部弁済）が認定されているが、①では、これらの事実は触れられていない。記載すべき認定事実の範囲についてどう考えるか。

- 認定事実の記載にあたっては、要証事実の認定に必要な事実を踏まえながら取捨選択することが重要であることに異論はなかった。
- サンプル判決については、サンプル①の認定事実で足りているかについて意見が分かれ、①では重要な事実の認定が不足しているとの意見が多かったが、記載方法については、①をベースとしながら不足を補えばよい、基本的には②がよいが若干不要な部分がある、などの意見も出された。
 - ◆ 念書の成立に争いがなく、念書の文言の解釈が中心的争点である本件事案においては、サンプル①のように、念書を作成した経緯だけ記載して、具体的義務を認定することもあり得るのではないか。
 - ◆ サンプル①は、重要な間接事実である念書作成後の被告の行動が認定されておらず、不十分である。また、この合意により経営責任を負わせるとの背景事情となる粉飾決算の具体的な状況や、新たな出資者が現れたなどといった事情の記載がないと、結論の正しさが読み手に伝わりにくいのではないか。
 - ◆ 本件では、念書の成立を前提に、その明確性が争われているので、念書を作成することの合理性についてはある程度書く必要があるが、サンプル②まで書かなくとも、①に念書作成に至る経緯と作成後の事情を加えればよいと考えられる。
 - ◆ 基本的にはサンプル②でよいが、メッセージを引用して認定している部分は、要約して認定した方がよい。

物語形式による認定事実が相当な事案と、そうでない事案をどう使い分けるか。

サンプル判決①は物語形式ではないのに対し、サンプル②③は物語形式で

あるが、事実を時系列で並べることにどのような意義があるか

- 物語形式（時系列に事実を並べて認定する方式）については、①要証事実が動かし難い事実による一定の事実経過の中に整合的に位置付けられることが認定の根拠になる事案では、物語形式が有用である、②複数の争点について共通の事実関係があるときには物語形式が分かりやすく、また、書きやすいことが多いが、③不必要な記載をしがちになる、他方で、争点ごとに判断に必要な事実だけを認定する方式は、④無用な労力をかけずに中心的争点に対応した端的な判決をすることが可能だが、⑤時系列にしないと、事実の位置づけや意味づけが分かりにくくなる場合があるといった意見があり、物語形式で認定事実を記載することを原則とする必要はなく、そのメリット・デメリットを踏まえて事案に応じて物語形式を採用するかを検討するべきであることに異論はなかった。
- サンプル判決については、以下の意見があった。
 - ◆ 複数の争点について事実関係が共通しており、また一定の経過の中で念書が作成されていることからすると、物語形式で書くのが分かりやすいと思う。
 - ◆ サンプル判決の事案では、念書の解釈が問題であるから、必ずしも物語形式で書く必要はないのではないか。

理由の説示を説得力あるものにするために、どのような点に留意すべきか。特に敗訴当事者の主張について、どの程度応答するべきか。サンプル判決③は、敗訴当事者の主張をかなり丁寧に排斥しているが、このような記載についてどう考えるか。

- 反対証拠がある場合、特に敗訴側の主張・立証に一定の合理性がある場合には、応答すべきという意見があり、異論はなかった。また、当事者が特にこだわっている主張については応答することが多いという意見があったが、これに対しては、争点整理手続において、重要な争点として重み付けを行ったものについては、応答する必要があるが、裁判所が重視していない主張については、単に当事者が主張しているからというだけで取り上げるべきではなく、何のために記載するかを考える必要があるという指摘があった。
- サンプル判決については、サンプル③について、被告の主張に網羅的に応

答し、被告が引用する裁判例にも 1 つ 1 つ記載しているが、ここまで記載は不要ではないかという意見があり、異論はなかった。

3 控訴審判決書の在り方

アンケート結果

● 現状・課題・改善の方向性(アンケート18・19頁・高裁質問4~7)

○ 高裁判決の課題

- 引用判決は原判決と見比べないと内容が理解できず、読み手にとって分かりづらい。
- オープンデータ化に耐えられるか懸念される。
- 控訴審における些末な補充主張を逐一取り上げ、高裁判決自体が核心を捉えたコンパクトなものになっていない。
- 細かく、さほど重要でない点まで補正しがちである。
- 裁判長・裁判官によって流儀が異なる。

○ 左の課題を改善するにあたってのあい路

- 控訴審での全面書き下ろしについて
 - 引用判決には、控訴審での変更部分を明確にするという利点がある上、問題ない一番判決を書き下す必要性は乏しい。また、負担との兼ね合いもあり路となる。
- 原判決データを使用して修正箇所を下線・網掛けすることについて
 - 従前の引用判決と比較すると時間がかかる。
 - 引用ならそのままにする点でも、書き下ろし判決となると訂正したくなる部分が多くなり、負担との兼ね合いがあり路となる。
- 高裁判決もコンパクトな判決を目指すについて
 - 手抜きとみられないか、利用者の期待に応えられるか、懸念される。
 - 控訴審は事実審の最終審として一通りの事実認定が必要である。
 - 控訴理由のみに応答することは、統一性との関係があり路となる。

○ 改善の方向性

- 引用判決は維持しつつ、分かりやすい判決を目指す。
 - 現状の工夫例は右のとおり。
 - オープンデータ化を見据えて、冒頭にサマリーを記載するなど、第三者にとっての理解しやすさを検討する必要がある。
- 控訴理由の取り上げ方を見直し、簡にして要を得た判決を目指す。
 - 控訴理由としてどの点を取りあげるか、それについてどの程度判断すべきかについて、改善の余地がある。
 - 重要な控訴理由に対する判断としては、「原判決の結論を左右しない」と記載することで済ませられないか。
 - 将来的には、重要な部分についての高裁としての判断等をまとめて記載し、原判決の補正を逐一しないことも考えてよいのではないか。

○ 引用判決の工夫、留意点

- 引用判決でも、控訴審判決だけで、事案の概要、訴訟物、主要な争点、主要な争点に対する控訴審の判断が分かるようにしている。
- 表現や形式面で多少問題があったとしても大きな問題でなければ原判決引用とする。引用するときはできるだけまとめて引用する。
- 補正については、当事者が不服とした部分で変更すべき部分や、控訴理由に答えるために必要な最小限の補正にとどめている。
- 補正する際は、文中の細切れの補正ではなく、できるだけ段落や一文などの大きなブロックを対象として補正を行う。
- 控訴理由に対する判断に力を入れる。
- 重要な部分、論点部分、知識や技法の承継になりそうなところ（書証の成立に関する説示等）は書き下ろす。

(1) 控訴審判決書の課題

アンケートでは、控訴審判決書の課題について、引用判決の分かりづらさや、控訴審判決書自体が核心を捉えたコンパクトなものになっていないことなどの指摘が多かったが、どう受け止めるか。

- 高裁の協議員からは、アンケートのとおり、引用判決は分かりにくいとい

う課題はあるものの、事後審的な審理の在り方を反映するために有用な手法であることから、**今後も引用判決を活用しつつ、これを分かりやすくしていく必要があるという意見**があった。

地裁の協議員からは、引用判決の有用性は理解するが、どこが変わったか、なぜ変わったかが分かりにくいという意見、第一審判決からの変更点を溶け込ませたものが簡にして要を得たものになっているのかは疑問があるという意見、控訴審判決が些末な主張を取り上げるために、地裁も同様に細かい主張を拾わなければならぬと受け止めてしまうといった意見、控訴審判決も分かりやすくなっているものの、部によってばらつきがあるのではないかという意見が出され、**引用判決の分かりにくさ、控訴審判決が簡にして要を得たものになっているかが課題であることが確認された。**

(2) 引用判決の分かりやすさに向けた改善

引用判決が分かりにくいという課題への対応として、アンケート19頁では、控訴審判決書だけで控訴審の判断が分かるようにする、補正は必要最小限にとどめ、補正する際はできるだけ段落や一文などの大きなブロックを対象として補正を行う等といった取組が挙げられたが、高裁全体で実践が進んでいるか。仮に実践が進んでいないとした場合には、どのような点があい路となっており、どのような克服策が考えられるか。

- 引用判決の改善の実践については、府として改善の方向性を共有して取り組んでいるという府が複数あったほか、現在は各部・各裁判官においてそれぞれ取組を行っているが、今後は部横断的に府全体で議論することを予定しているという府もあった。
- 他方で、実際にどこまで補正をするかは裁判官ごと、事件ごとで、実際ににはばらつきがあるといった実情や、控訴審判決だけで当該事案における判断の重要な部分（中心的争点に対する判断部分）が分かるような判決を目指すという点については、控訴理由への応答としての部分と、当該事件の判断の重要な部分とは必ずしも一致しないこともあり、重要な部分が分かるように起案することについて補正の場合ほどは意識が浸透しておらず、具体的なイメージが共有できていない、という実情の紹介もあり、引き続き、引用判決の改善に向けた取組を実践していくべきことが確認された。

(3) 簡にして要を得た控訴審判決書の実現

控訴審判決書は簡にして要を得た判決になっているか。

仮に控訴審判決が簡にして要を得た判決になっていない場合、どのような点があい路となっており、どのような克服策が考えられるか。

- 控訴審では、控訴理由に対して応答する必要があるため、総花的に主張があると、長くなってしまうことがあり、控訴審でも、重みをつけて対応することも重要ではないかという意見があった。
- 控訴審判決を簡にして要を得たものにする方策として、たとえば、原判決が些末な主張として取り上げなかつた主張については、控訴審も原判決の認定が相当であると考えるのであれば、控訴理由書で当該主張がされても、これを取り上げないか、ごく簡単に排斥することも検討すべきであるという意見があったほか、控訴審においては、争点の軽重について争点整理する機会があまりないが、進行協議の場を利用するなどして、重要な部分について議論することも考えられるといった意見があり、控訴審判決についても簡にして要を得た判決を目指して検討・実践をすべきことが確認された。

協議事項第2 争点整理の各種手法の共有

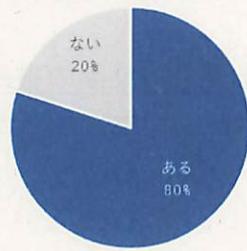
1 争点整理終結段階での審理の到達度

(1) 争点整理終結段階での審理の到達度

アンケート結果

● 終結の見極めに迷う？(アンケート6頁・地裁質問6)

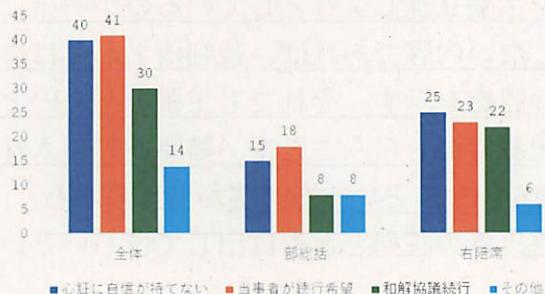
質問6 争点整理の終結時期に迷う／適切な時期に終結できなかつたと感じることがあるか？



- 回答者の約8割が争点整理の終結時期に迷うこと／適切な時期に終結できなかつたと感じたことがあると回答。
- なお、陪席裁判官は89%が、部総括裁判官は71%が「ある」と回答している。若手裁判官ほど終結時期に迷う傾向があることがうかがわれる。

● 迷う理由は？(アンケート6頁・地裁質問7)

質問7 争点整理の終結時期に迷う理由



- 終結時期に迷う理由は、全体では、「当事者が続行希望」、「心証に自信が持てない」、「和解協議続行」の順で多い。
- 部総括裁判官についてみると、「当事者が続行希望」が最も多いが、右陪席裁判官でみると、終結時期に迷う理由として、「心証に自信が持てない」が最も多かった。

アンケートでは、終結時期に迷う理由としては、①心証に自信が持てない、②当事者が続行を希望する、③和解協議を続行する、のいずれの回答も多かった。これらの各場面について、適切な時期に争点整理を終結するために、それぞれどのような対応が考えられるか。

① 心証に自信が持てない。

○ 双方の主張の噛み合わせができ、それぞれの主張の裏付証拠が提出され

たのであれば、終結すべきであることに異論はなかったが、そのような主張・立証がされた段階で心証がとれない、また、心証に自信が持てないという場合について以下の意見があった。

- ◆ 当事者に対して、裁判所で検討するために1期日もらいたいことを伝える。これによってじっくり検討するためのまとまった時間を確保でき、必要に応じて、疑似合議や周囲の裁判官に相談することもできる。
- ◆ 当事者に対して、率直に疑問に思っていることを投げかけて議論をする。
- ◆ 証拠が乏しく、人証次第という場合には、どういった証言が出れば、どういう認定になる、ということをシミュレーションした上で、尋問に入ってしまう。
- ◆ やってはいけないことは、やみくもに当事者に反論の書面を出させることである。これをしてしまうと、整理されていない主張が多数出てきて收拾がつかなくなる。

② 当事者が続行を希望する。

- 以下の意見があった。
 - ◆ 当事者が続行を希望して何を主張立証しようとしているのか明確にさせる。それが心証形成に影響しない内容であれば、裁判所としては必要な争点整理はできているという認識を示す。それでも主張をしたいという場合には、最終準備書面に記載してもらうことや、尋問期日を入れた上で、あと1回だけ主張の機会を設けるといった対応が考えられる。
 - ◆ 主張は無限であるので、人証以外の証拠とともに出してほしいといつて進めることも考えられる。
 - ◆ 当事者は裁判所の心証が分からないと網羅的に主張をしがちである。これを防止すためには、早い段階からこまめに暫定的な心証開示することにより、当事者がポイントを絞った主張立証ができるようにすることが重要である。
 - ◆ また、当事者の意向で続行せざるを得ない事態を予防するため、争点整理の早い段階から、審理全体のスケジュールを共有しておくことが重要である。審理の終盤でいきなり争点整理の終結について切り出すのではなく、裁判所の心証を伝えながら、人証調べの必要性も含めて協議し、裁判所がこのあたりで争点整理を終了しようと思っているということを共有しながら審理を進めることが重要である。

③ 和解協議を続行する。

- 以下の意見があった。
 - ◆ 和解協議が長引く場合については、見通しがないまま続行することは望ましくなく、実際に和解の可能性があるのかに注意する必要がある。
 - ◆ 争点整理段階であれば早めに和解協議を切り上げ、尋問後に再度協議をすることが考えられる。また、協議を続けなければならない場合には、予め回数を設定しておくことも有用である。

(2) 争点整理終結時までに判決書作成のために当事者との間で行っておくべき内容

＜争点整理一般＞

核心を捉えたコンパクトな判決書を作成するために、争点整理終結時までに当事者との間でどのような点を、どの程度、どのような方法で確認しておく必要があるか。サンプル事案の場合、判決書に記載すべき内容を踏まえると、争点整理の終結時において、当事者との間でどのような点について認識の共通化を図っておくべきか。

- 争点整理終結時までに、中心的争点、これに関する双方の主張の骨子・証拠を共有すべきであることに異論はなく、このうち、判決に記載する中心的な争点については確認し、調書等に記録化すべきという意見が出された。
- 争点に関する当事者の主張等については、全ての事案について主張対比表を作成することは費用対効果の面から疑問があり、サンプル判決程度の事案であれば、サンプル②程度の主張の骨子を口頭で確認することでもよいのではないかという意見があり、異論はなかった。

裁判所と当事者の間で上記の確認をするにあたって、あい路となるのはどのような点か。また、その克服策としてはどのようなものが考えられるか。

- 以下の意見があった。
 - ◆ 裁判所側の問題として、裁判所が中心的な争点を把握できないという場合があるが、これについては、序盤に口頭議論を行い、確認した争点に沿

って準備書面を提出してもらう、重要証拠を早期に提出してもらうなど、引出集に記載された手法を活用することで対応することが考えられる。裁判所が求釈明をする際も、それが結論にどの程度影響するかを考えて、細か過ぎる求釈明は避けるべきである。

- ◆ 結論についての心証開示は、代理人に反発されるのではとの懸念もあるので、必須ではないが、争点についての心証開示はすべき。
- ◆ 代理人の反発を受けたり、新たな主張を誘発しないように心証開示をするためには、証拠に基づいて議論することが大事であり、証拠ではどこまでが認められるのかを説明し、あくまでも暫定的であることをベースに心証開示して議論すべきである。
- ◆ 裁判所が心証開示をしても、当事者と認識が合致せず、当事者が重要性の低いと思われる争点や主張に固執する場合には、当事者自身に争点との関連性を説明させることが考えられる。

＜一覧表等の活用＞

アンケート結果

● 一覧表等(アンケート12頁・地裁質問20)		
 主張対比表	 時系列表	 要約書面
争点多数の事案や金額等の判断項目が多数の事案等において主張対比表が有効であるとの回答が多數。	事実経過が複雑な事案や、事実経過を前提に評価を行うべき事案で有効であるという回答が多數（引出集のフォーマットが有効との回答）。	裁判官交代後の事案把握のために有効であるという回答が多かった。その他、主張が変遷している場面や、判決に添付する場合に効果があるという回答があつた。
他方で、当事者主導で作成させた場合には、成果物が期待したようなものにならない、あるいは、作成に過度に手間がかかるという回答も相当数あった。	適切に作成することが困難であるといった回答は少数であり、汎用性の高い手法であることがうかがわれた。	他方で、成果物の完成度が低い、当事者が抵抗するといった理由で、費用対効果が良くないという回答も少くなかった。
主張対比表については、争点多数の事案や金額等の判断項目が多数の事案等で有効であるという意見が多かったが、当事者との認識共有を目的とするか、判決書添付を目的とするかで意見が分かれた。		
時系列表については、事実経過が複雑な事案や、事実経過を前提に評価を行うべき事案で有効であるという回答が多かったが、①幅広い事件で汎用的に作成するか否か、②裁判官と		

当事者のどちらが作成するかで意見が分かれた。

要約書面については、裁判官交代後の事案把握のために有効であるという回答が多く、その他、主張が変遷している場面、判決に添付する場合にも効果があるという回答があった。

アンケートでは、主張対比表については、当事者との認識共有を目的とするか、判決書添付を目的とするかで意見が分かれたが、その使い分けや留意点としてどのようなものが考えられるか。

- 主張対比表の作成について、当事者にとっても負担になり得るものであるから、費用対効果も踏まえて事前によく検討して作成すべきことに異論はなく、作成の留意点や争点整理目的と判決添付目的の表の使い分け等について、以下の意見があった。
 - ◆ 判決添付を目的とするものについては、当事者が内容にこだわり、精緻化する傾向にあるが、争点整理を目的とするものについては、多少ラフなものであってもよいと割り切って作成してもいいのではないか。そのようなものでも作成すれば、判決の際の手控えとして活用できるので、起案が効率化される。
 - ◆ 判決に添付する表については、名誉毀損や追加工事一覧表など、各項目について判断を示す必要がある場合には特に有用である。逆に、規範的要件が争点の事件で細かく項目立てし過ぎると、その全てに判断を示さなければならなくなるため、どのような事案で表を作成すべきかは吟味が必要ではないか。

当事者と共有する時系列表については、①幅広い事件で汎用的に作成するか否か、②裁判官と当事者のどちらが作成するかで意見が分かれるが、その使い分けや利用上の留意点等についてどう考えるか。

- ほとんどの事案で作成しているという裁判官からは、訴状が提出された段階で、チームに書式をアップロードし、当事者に作成してもらっているという実情が紹介された。
- 裁判官と当事者のどちらが時系列表を作成するかについて、①自分で作成する、②ほぼ当事者に作ってもらう、③事件によって使い分けるという裁判官に分かれた。③の使い分けについては、代理人や事件に応じて判断しているといった実情が紹介された。

高裁から見て、判決書に添付する場合の留意点や、認識共有用に作成した書面データを高裁に送るべきか否かなどについてどう考えるか。

○ 以下の指摘があった。

- ◆ 当事者から不満は聞かないので、好意的に捉えられていると理解しているが、控訴審でみるものの中には、理解が容易でないものや、表と判断がフィットしていないものもある。当事者にも負担になるため、作成前にどのような表が適切かについて認識を共有する必要があり、場合によっては作成前に1、2期日をとることが必要な事件もあると思われる。
- ◆ 原審の記録では調書に添付されている表があったのに、判決には添付されていないケースがあり、労力をかけて作るのであれば、判決に添付してもいいのではないか。

判決書を点検する書記官の立場から見て、主張対比表・時系列表・要約書面の別紙添付について、裁判官に何か留意を求める点はあるか。

○ 以下の意見があった。

- ◆ これらの書面は争点整理の段階で意見交換して作ったものなので、当事者に不意打ちになるものではなく、判決点検の段階で一から点検する必要がないので効率的である。ただし、その前提として、弁論終結までに当事者双方に示して誤りがないか確認して、調書に添付する必要があるのではないか。
- ◆ データが改訂されていることがあるので、最新版がどれかをきちんと確認することが必要である。
- ◆ これらの書面を扱ったことのない書記官も多いので、チェックが必要な場合は、どういう点をみてほしいかを裁判官から指示してほしい。

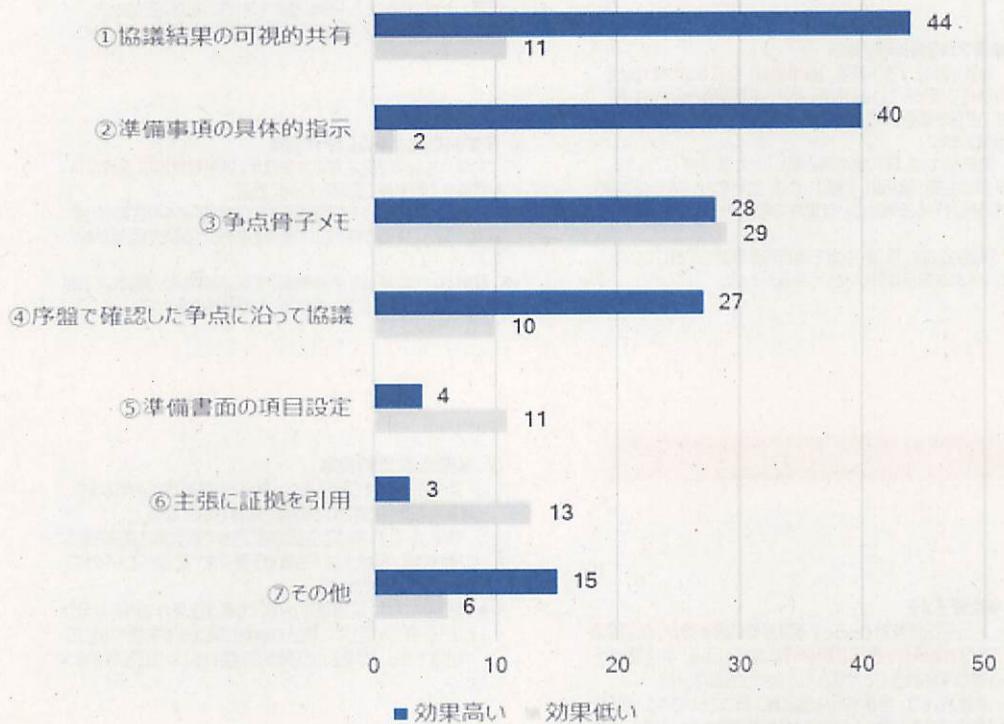
2 争点整理中終盤の審理手法

(1) 効率的で汎用性のある主張整理の進め方

アンケート結果

● 主張整理の手法の効果(アンケート7頁・地裁質問8、9、11、12)

質問8・1 1 主張整理の手法の効果



効果の高い主張整理の手法としては、①期日等での協議結果等をTeamsで可視的に共有する、②準備事項を具体的に指示する、③争点骨子メモの作成・更新、④序盤で確認した争点に沿って協議する、の順で回答数が多かった。このうち、特に、②準備事項の具体的な指示については、効果が低いとする回答も少なく、汎用性の高い手法であることがうかがわれる。

他方で、⑥主張に証拠を引用するように求める、⑤準備書面の項目を確認した争点に合わせる、③争点骨子メモの作成・更新については、効果が低いという回答が効果が高いという回答を上回る結果となった。

効果の高いその他の手法としては、暫定的な心証開示を挙げる回答が多かった。また、効果の低い手法としては、主張整理案の作成・提示を挙げる回答が多かった。

● 主張整理の手法の活用場面、課題(アンケート8、9頁・地裁質問10、13)

[機密性 2]

効果が高くあい路が少ないと回答が多い手法

②準備事項を具体的に指示

- ◇ 効果があるとする回答者の過半数が、全件ないし概ね全ての事件で実践していると回答したが、主張が噛み合わない事件、主張が拡散しがちな事件等で実践しているという回答も相当数あった。
- ◇ 効果としては、裁判官の関心事に沿った準備をしてもらえる、不要な主張の繰り返しを避けられる、裁判官としても争点整理で何をしている段階なのか自覚的に考えられるなどの回答があった。
- ◆ 課題としては、序盤・中盤で裁判官が事案を把握していないと具体的な指示は難しいという回答があった。

①協議結果の可視的共有

- ◇ 効果があるとする回答者の大多数が、全ての事件で実施と回答。
- ◇ 効果としては、争点整理の後戻りが防止できる、到達点について認識を一致させることで主張の拡散を防げるなどの回答があった。
- ◆ 課題としては、代理人が投稿を見ていないという回答が多かった。

④序盤で確認した争点に沿って協議

- ◇ 効果があるとする回答者の大多数が、汎用性が高く、全件ないし概ね全ての事件で実施していると回答
- ◇ 効果としては、争点を毎回確認するので当事者への意識付けの効果が高い、共通認識をもって審理を進められるなどの回答があった。
- ◆ 課題としては、序盤で争点を確認することが難しい、確認しても別の主張が出てくる場合が少なくないという回答が多かった。

効果が低いとの回答が少なくない手法

③争点骨子メモ

- ◇ 上記手法が有効であるとする回答者の過半数が、長期化が予想される事件、複雑な事件等で実施と回答。争点整理が必要な事件の全てで作成しているという回答は少數。
- ◇ 効果としては、当事者と共通認識を持つことができる、期日で口頭協議をする際にその位置づけが明確になる、代理人が自分の主張立証や事案を見直す契機となるなどの回答があった。
- ◆ 課題としては、記載内容に関する当事者の要望への対応が負担である、メモ作成に労力がかかる、項目程度であれば口頭で足りるという回答等があった。

⑤準備書面の項目設定

- ◇ 効果があるとする回答者は、争点との関連性が不明なまま、背景・経緯が主張される場面に有効であると回答。
- ◇ 効果としては、争点と主張の結びつきを当事者に意識させることができ、意味のない主張が予防できて記録がコンパクトになるなどの回答があった。
- ◆ 課題としては、項目設定がなくても書面を見れば内容は分かることから必要性に乏しい、複数の争点に関連する主張への対応が困難である、代理人の反発が想定されるという回答等があった。

⑥主張に証拠を引用する。

- ◇ 効果があるとする回答者は、基本的にすべての事件に有効であり、証拠に基づかない主張を防止し、審理期間が短くなるなどの回答があった。
- ◆ 課題としては、証拠の引用を求めて遵守してもらえない、あるいは、証拠価値の低い証拠が引用されるという回答等があった。

①協議結果の可視的共有、②準備事項を具体的に指示、④序盤で確認した争点に沿って協議については、効果が高く、あい路も少ないと回答が多いが、③争点骨子メモは、効果が高いという回答と効果が低いという回答が拮抗しているが、なぜこのような結果となっていると考えられるか。その要因として、メモの内容についてのイメージが共有されていないことは考えられるか。

○ 争点骨子メモについて効果を感じている裁判官から、訴訟物と要件事実レベルの簡潔な記載をしたメモを作成しており、このような記載でも主張拡散防止や判決起案に役立つという紹介があり、争点骨子メモを活用している裁判官は、ごく簡単なメモ程度のものに留めていることがうかがわれた。

序盤で確認した争点に沿って協議については、序盤で争点を確認することが難しい、確認しても別の主張が出てくる場合があるという意見も相当数あったが、このような場合として具体的にどのような場面が想定され、その対応策としてはどのようなものが考えられるか。

※ 協議事項第 2 の 1(2) 「裁判所と当事者の間で上記の確認をするにあたって、あい路となるのはどのような点か。また、その克服策としてはどのようなものが考えられるか。」(17、18 頁) を参照。

準備書面の項目設定については、項目設定による効果を感じていないという回答もあったが、効果的な活用場面はどのようなものが考えられるか。弁護士の反発を受けずに協力してもらうにはどのような工夫が考えられるか。

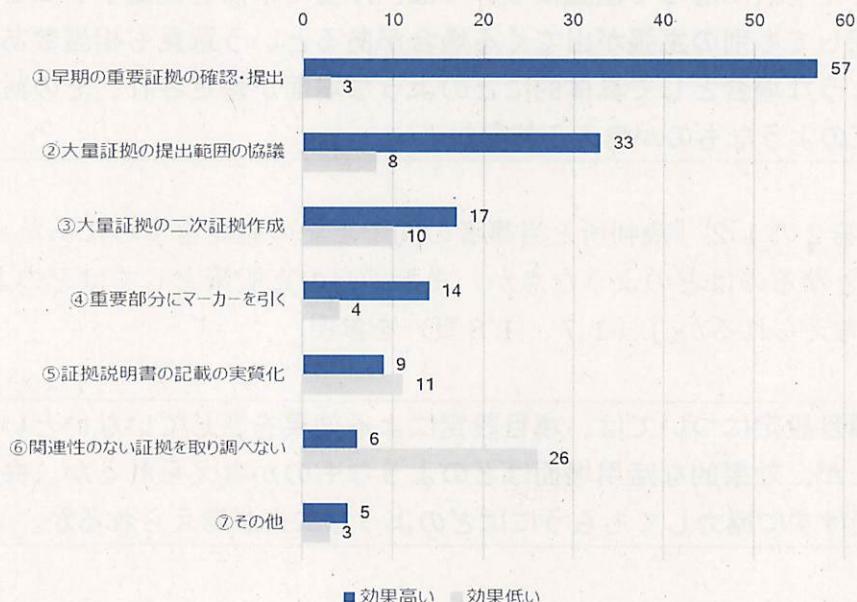
- 項目設定を実践している裁判官から以下の紹介があった。
 - ◆ 弁護士会と協議しながらやっているが、実際の事件でやってみると、争点と主張の結びつきが分かりやすい。弁護士も、相手の主張の意味が分かりやすいと、諸手を挙げて良いと言ってくれている。
 - ◆ 設定した項目に縛られることを嫌がる弁護士もいるのではないかという懸念もあったが、最後の項目として「その他」を加えて自由に主張できるようにする、タイトルは暫定的なものだという説明をするなどすると、抵抗感なく協力してくれやすい。

(2) 効率的で汎用性のある証拠整理の進め方

アンケート結果

- 証拠整理の手法の効果(アンケート10頁・地裁質問14、15、17、18)

質問 14・17 証拠整理の手法



効果の高い証拠整理の手法については、①早期の重要証拠の確認・提出、②大量証拠の提出範囲の協議、③大量証拠の二次証拠作成、の順で回答が多かった。①早期の重要証拠の確認・提出は効果が低いとする回答も少なく、汎用性の高い手法であることがうかがわれる。他方で、効果の低い証拠整理の手法としては、⑥関連性のない証拠を取り調べない、を挙げる回答が多かった。

効果の高いその他の手法としては、共通書面を作成する際に、証拠欄を設ける方法などが挙げられた。

● 主張整理の手法の活用場面、課題(アンケート11頁・地裁質問16、19)

① 早期の重要証拠の確認・提出

- ◇ 事件類型を問わず、実践しているという回答が大多数。定型的な基本書証がある事案等で特に有効という指摘もあった。
- ◆ 執拗に証拠提出を求める事は当事者の反発を招くという指摘もあった。

④ 書証の重要部分にマーカーを引く

- ◇ 効果があるとする回答者は、医療記録やSNSのメッセージ等が大量に提出される場面で有効と回答。
- ◆ 他方で、結局、証拠を全部見ないと重要部分が判断できないという指摘もあった。

② 大量証拠の場合に提出範囲の協議等で証拠を厳選

- ◇ 預貯金の引出事案、会社資金の横領事案等で、大量の証拠が出来る場合に有効であるという回答が多かった。
- ◆ 他方で、当事者間で提出範囲を調整させることは難しいという回答があった。

⑤ 証拠説明書の立証趣旨を実質化

- ◇ 事件を追々に実践しているという回答のほか、争点や書証が多い事案で実践しているという回答があった。
- ◆ 課題としては、当事者に実質的な記載を求めて、指示に沿ったものが出来ることはあまり期待できないという回答があった。

③ 大量証拠の場合に二次証拠作成

- ◇ 交通事故の交通事件の損害論、預貯金の引出事案などで大量の証拠が出来る場面に有効であるという回答が多かった。
- ◆ 当事者の協力を得られない、相手方が二次証拠では納得しない、成結果物の完成度が期待できない、証拠ではなく主張レベルで争いのない事実とすれば足りるという意見があった。

⑥ 争点と関連性のない証拠は取り調べない

- ◇ 争点に関連性のない証拠が提出されなくなるという回答があった。
- ◆ 課題としては、関連性を評価することが難しいという意見や、代理人の反発を受けることが想定されるといった意見があった。

書証の重要部分にマーカーを引く手法については、効果が高いという回答

が一定数ありつつも、効果が低いという回答も比較的多かったが、効果が高いとした裁判官はどのような工夫をしているか

- 工夫例として、大量の書証が出ている場合、そもそもマーカーがどこにあるかも分からぬ場合もあるため、そのような場合には証拠説明書で重要な部分を特定させる方法が紹介された。
- アンケートでは、重要な部分についての認識が当事者と裁判所で異なる場合、結局、裁判所が書証を全部読まなければならないという指摘もあったが、当事者が重要視していない部分を裁判所が見つけ出す必要があるのかについては、①当事者が重要としていない部分を裁判官が見つけ出して読む必要はないという意見、②証拠で出てくるものは、証拠評価や整合性の確認のため、マーカー以外のものも読んでいるという意見があった。なお、後者の場合、判決書で不意打ちにならないように、争点整理段階で重要な部分を指摘する必要があるという意見があった。

以上

〔機密性 2 〕

令和 6 年度

民事事件担当裁判官等事務打合せ（令和 6 年 10 月 15 日）

協議結果要旨【資料編】

最高裁判所事務総局民事局

[機密性2]

配 布 資 料 目 錄

- 資料1 令和6年度民事事件担当裁判官等事務打合せの開催についての民事局
長書簡（令和6年10月15日開催分）
- 資料2 民事事件担当裁判官等事務打合せアンケート結果
- 資料3の1 サンプル判決書①
- 資料3の2 サンプル判決書②
- 資料3の3 サンプル判決書③

令和6年6月28日

高等裁判所長官 殿
地方裁判所長 殿

最高裁判所事務総局民事局長

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

1 さて、民事事件担当裁判官等事務打合せ（以下「本事務打合せ」という。）の開催については、本日付け最高裁民二第1768号により通達したところですが、本事務打合せにおける主な協議事項は、別紙のとおりです。

前回（本年2月開催）の事務打合せでは、フェーズ3を見据えた審理判断の方向性についてご議論いただき、核心を捉えたコンパクトな審理判断を目指すべきことが確認されました。また、そのような審理判断を行うために有用な争点整理の各種手法についてご議論いただき、争点整理の序盤については、審理の土俵を当事者と共有するための口頭協議について効果検証が行われ、協議事項の選択や結果共有の在り方について概ね共通認識が形成されたものと思われます。争点整理の中終盤については、効果が比較的高いと思われる各種手法が整理され、これらについて、まずは各裁判官において実践していただいた上で、その結果を踏まえて効果検証を行うこととされました。

そこで、本事務打合せでは、残された課題である判決書の在り方と争点整理の中終盤の各種手法の効果検証について協議をしていただきたいと思います。

2 協議事項第1では、「フェーズ3を見据えた判決書の在り方」について、ご議論いただきます。争点整理は判決をするために行うものであることから、中終盤の争点整理の手法を議論するに当たっては、判決書に記載すべき必要十分な情報とは何かについて議論を行った上で、そこからいわば逆算して、中終盤において

どのような争点整理を行うべきかを議論することが有益であると考えられます。このため、本事務打合せにおいては、判決書の在り方を先に議論し、それを踏まえて争点整理の中終盤について議論することを予定しています。

前回の事務打合せにおいては、現在の判決書が必ずしも核心を捉えたコンパクトなものになっていないという問題意識も示唆されましたが、現在の判決書のどの点がどのような理由で課題なのかについては、必ずしも裁判官の間で共通した認識があるわけではないと思われます。そこで、まず、現在の第一審判決書の課題について議論した上で、課題があるとすればなぜそうした現状になっているのか（原因）、フェーズ 3 を見据えて今後どのような判決書を目指すべきなのか（目指すべき方向性）について議論していただきたいと考えています。

その上で、第一審判決書の書き方は、事案によっても、当事者によっても異なりますので、1つの方式に収れんさせることは必要でも相当でもないと考えられますが、判決書の各記載事項の目的・機能に照らして、それらに記載すべき必要十分な内容・方法は何かをご議論いただき、視点を整理することは有用であると思われます。司法研究報告書第 71 輯第 1 号「民事第一審訴訟における判決書に関する研究」における整理を踏まえ、デジタル化後の判決書の在り方をさらに深める必要がありますが、このような議論は、抽象的に行っても、各裁判官が想定している事案や判決書が異なると、噛み合ったものになりません。そこで、本事務打合せでは、事前に民事局から判決書のサンプルを提供させていただき、それらも参考にしながら、核心を捉えたコンパクトな判決書の具体的な在り方について議論していただくことを想定しています（サンプルは、一つの事案について異なる書き方のものを複数パターン用意し、9月中旬頃までに送付することを検討中です。）。

さらに、第一審判決書は控訴審判決書の在り様に必然的に影響を受けるものであり、第一審において核心を捉えたコンパクトな判決書を目指す上では、控訴審判決書についても同様の観点から検討を行うことが不可欠であると考えられます。

また、今後、民事判決情報のデータベース化が予定されていることを踏まえると、今まで以上に国民に対する判決書の分かりやすさを意識する必要があります。控訴審判決書が統審制の事後審的訴訟運営の成果であるべきことや、過剰な加除訂正を避けて、同判決書を見ただけで控訴審判決の内容の理解が容易になるような記載を目指すべきことは、かねてから指摘されているところですが（司法研究報告書第 56 輯第 1 号「民事控訴審における審理の充実に関する研究」参照）、デジタル化を見据え、控訴審判決書についても、その現状や課題、目指すべき方向性などについてご議論いただきたいと考えています。

なお、判決書の合理化は、第一審・控訴審を通じて裁判所全体として実現する必要があり、どちらか一方の負担を軽くするために他方の負担が増すということでは意味がありません。そこで、第一審判決書の在り方については高等裁判所の協議員からも、控訴審判決書の在り方については地方裁判所の協議員からも、積極的かつ建設的なご意見をいただきたいと考えていますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

3 協議事項第 2 の「争点整理の中終盤における各種手法の効果検証」については、協議事項第 1 における判決書の在り方に関する議論を踏まえ、①核心を捉えたコンパクトな判決書を過度の負担なく作成するためには、争点整理終結段階でどのような状態に至っていれば必要十分か、②そのような争点整理終結段階に至るために、中盤ではどのような審理手法をとることが効果的かを、さらに逆算して議論していただきたいと思います。

①に関しては、前回の事務打合せにおいて、主として若手裁判官の悩みとして、争点整理終結時期を見極めることが難しいといった意見もあったところです。争点整理期間の長期化傾向が指摘される中、適切な時期に争点整理を終結させることは極めて重要ですが、これまでその見極めは経験豊富な裁判官の暗黙知となっていた部分もあったと思われます。そこで、今回は、終結時期に迷うパターンや終結時期の適切な見極め方について議論をしていただき、その内容を共有したい

と考えています。また、協議事項第1との関係では、核心を捉えたコンパクトな判決書の作成は却って負担が大きいとの指摘もあるところですが、未整理のままの膨大な記録から核心を捉えたコンパクトな判決書を作成するのが困難であることは言うまでもなく、この問題は、争点整理終結時までに当事者との間でどのような確認や整理作業がされているかという点と大きく関わります。そこで、争点整理終結時までに判決書作成を見据えて当事者との間で行っておくべき内容についても、議論をしていただきたいと考えています。

②に関しては、前回の事務打合せにおいて、多様な手法を紹介いただきましたが、争点整理の中盤は、序盤とは異なり、事案・場面・当事者・裁判官によって様々な使い分けがあり得ます。そこで、本事務打合せでは、実践を通じて見えてきた各手法の費用対効果、有効な適用場面や工夫例について議論し、争点整理の中盤における効果的な審理手法について整理したいと考えています。

4 以上のような趣旨から、本事務打合せには、地方裁判所の民事事件を担当する部総括裁判官及び右陪席裁判官に加え、裁判所書記官との協働の観点から、地方裁判所の（民事）首席書記官又は（民事）次席書記官も協議員として御出席いただきました。また、控訴審を担当する高等裁判所からは、第一審判決書について適切な助言をいただくとともに、控訴審判決書の在り方についてご議論いただく必要があることから、高等裁判所の民事事件を担当する裁判官及び民事首席書記官にも協議員として御出席いただきました。本事務打合せは、フェーズ3に向けた審理判断の残された課題について協議していただく重要な機会であるところ、ウェブ会議の方式で行いますので、各庁においては正式な出席者以外にもできる限り多くの裁判官に傍聴していただけるよう、よろしくお取り計らいください。

敬 具

(別紙)

協議事項

第1 フェーズ3を見据えた判決書の在り方

- 1 第一審判決書の現状と目指すべき方向性
- 2 核心を捉えたコンパクトな第一審判決書の具体的な検討
- 3 控訴審判決書の在り方

第2 争点整理の中終盤における各種手法の効果検証

- 1 争点整理終結段階での審理の到達度
 - (1) 争点整理終結時期の適切な見極め
 - (2) 争点整理終結時までに判決書作成のために当事者との間で行っておくべき内容（確認や整理作業）
- 2 争点整理の中盤における各種手法の効果検証
 - (1) 効果的で汎用性のある主張整理の手法
 - (2) 効果的で汎用性のある証拠整理の手法

以上

(資料2)

民事事件担当裁判官等事務打合せ アンケート結果

- ・ 本アンケートは、令和6年度民事事件担当裁判官等事務打合せの裁判官を対象に実施し、地裁編について95名（8月8日時点）から、高裁編について8名からご回答をいただきました。ご協力ありがとうございました。
- ・ アンケート結果には、回答数の集計結果のほか、回答の大まかな傾向等についての分析結果を記載しています。必ずしも全ての回答をご紹介するものではないことについてご留意ください。

目 次

【地裁編】

○ 判決書	
判決書の課題（質問2）	2頁
判決書の課題の原因（質問3）	3頁
課題の解決策の方向性（質問4）	3頁
改善の方策、取組例（質問4・5）	4頁
○ 争点整理終盤	
終結の見極めに迷う？（質問6）	6頁
迷う理由は？（質問7）	6頁
○ 争点整理中盤	
主張整理の手法の効果 (質問8・9・11・12)	7頁
主張整理の手法の活用の場面、課題 (質問10・13)	8頁
証拠整理の手法の効果 (質問14・15・17・18)	10頁
証拠整理の手法の活用の場面、課題 (質問16・19)	11頁

○ 一覧表等

主張対比表（質問20a）	12頁
時系列表（質問20b）	12頁
要約書面（質問20c）	12頁

【高裁編】

○ 第1審の判決書	
判決書の変化（質問1）	13頁
判決書の変化について感じること（質問1・2）	14頁
判決書の改善について（質問2・3）	15頁
○ 高裁の判決書	
現状・課題・改善の方向性（質問4～7）	18頁

【添付資料】

アンケート質問項目	20頁
-----------	-----

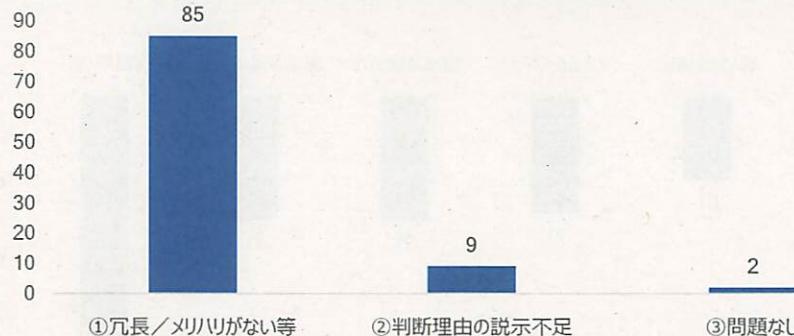




判決書の課題

質問2 判決書の課題

※ 複数回答あり



回答者の大多数が判決の課題として①冗長／メリハリがない等を挙げた。次いで、②中心的争点の判断理由が足りず、説得力不足、③問題はないという回答があった。

①の具体的な内容としては、(i)メリハリ・バランスを欠いている（争点の重要度に関わらず、全ての争点・主張について分厚く記載する等）、(ii)判断に必要のない記載が多い、(iii)前提事実と認定事実の間等の重複記載、(iv)詳細すぎること等の回答があった。

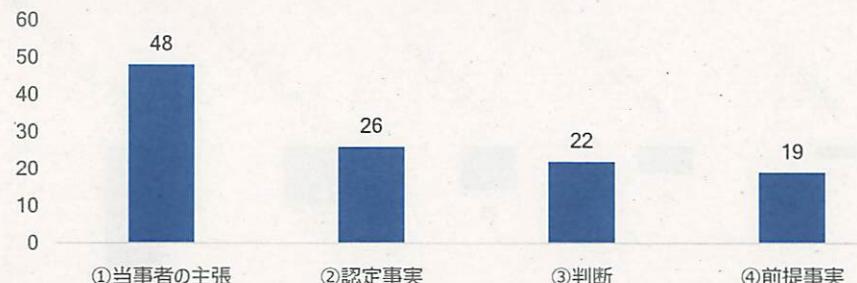


判決書の課題

どの部分が長くなっている？

※ 複数回答あり

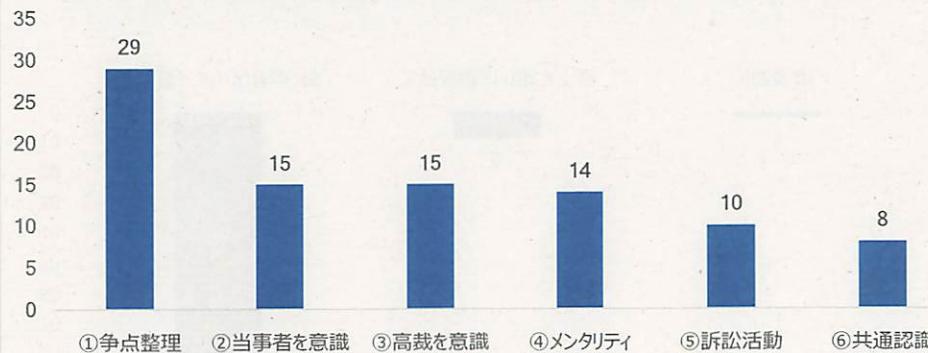
(質問2の「冗長／メリハリがない等」の回答者が挙げる理由)



質問2の判決書の課題として、「冗長／メリハリなし」を挙げた回答者は、冗長等となっている部分について、①当事者の主張（全ての主張を網羅的に記載／判断部分で同じ主張を重複記載）、②認定事実（判断に用いない事実を認定）、③判断（重要でない主張への応答）、④前提事実（前提事実と認定事実の重複により長くなっている）という回答が多かった。



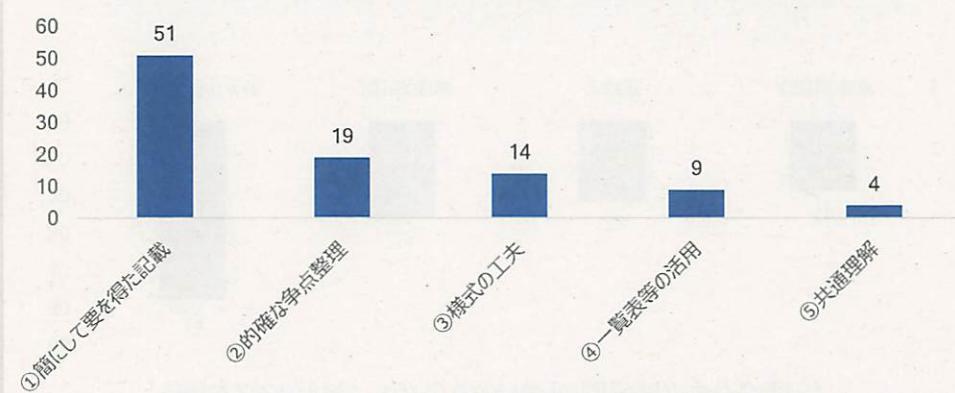
判決書の課題の原因



判決書の課題として「冗長／メリハリがない等」を挙げた回答者は、その原因として、①争点整理が適切に行われていないこと（争点の軽重に関する認識共有不足）、②③当事者、高裁を意識した念のための記載等、④過度な精緻さを求めるなどの裁判官のメンタリティ、⑤網羅的に主張するなどの当事者の訴訟活動、⑥判決に記載すべき内容の共通認識の欠如などを挙げている。



課題の解決の方向性



判決書の課題の解決策として、**多数の回答者が、①簡にして要を得た記載を実践すること**を挙げた。次いで、②争点整理で**争点の認識共有を的確に図る**、③判決の様式を工夫する、④一覧表等を効果的に活用する、⑤判決に記載する内容について**共通認識を形成する**という回答が多かった。具体的な改善の方策についての回答は次頁のとおり。



改善の方策、取組例（質問4・5）

○ 事案の要旨・前提事実

- ・ 事案の要旨には、訴訟物と事件の顔を記載する。
- ・ 前提事実は記載の重複を避け、主要事実を意識したコンパクトなものにする。
- ・ 事実経過が単純な場合等は、前提事実を記載しない。

○ 争点の設定、争点整理の仕方

- ・ 裁判所と当事者が協働して主張整理部分を形成していくことで争点の軽重等について当事者の認識を共有する。
- ・ 対立する主張をいずれも争点として平板に取り上げるのではなく、判断の分かれ目となる主張を中心的な争点と設定する。
- ・ 争点整理を終了する段階で、争点や証拠構造について口頭や簡潔なメモ等で認識共有を行う。

○ 当事者の主張

- ・ 当当事者の主張を争点としての重要度に応じてコンパクトにする。
- ・ 当当事者の主張を主要事実中心の簡潔なものとする。
- ・ 相手方の主張を否認する理由を適切に要約して記載する。
- ・ 細かな主張は、重複を避けるため、当事者の主張欄ではなく、判断部分にその主張を記載する。
- ・ 争点のみを記載し、当事者の主張の要約は記載しないことも考えられる。





改善の方策、取組例（質問4・5）

○ 認定事実

- ・認定事実と説示部分を起案した後、説示のために必要のない事実の記載をそぎ落とす作業を行う。
- ・物語形式の事実認定が必要な事案かを検討し、不要であれば必要な事実認定は各争点の判断の先頭に記載する。

○ 判決書の形式

- ・全ての事案を同じような様式で作成するのではなく、事案に応じた適切な様式を検討する意識が必要。

○ 説示

- ・結論を左右するポイント、あるいは、判断の分かれ目になるポイントに注力して判断過程を記載することを意識する。
- ・認定事実を用いて丁寧に説示する。この部分が判決書の命であることを意識し、内容的にも量的にもそれにふさわしいものとする。
- ・当事者と事案の核心を共有し、端的にその核心的な争点に必要十分な応答をすることを心掛け、念のための判示を避ける。
- ・敗訴当事者の主張に対する排斥は主なものに限る。

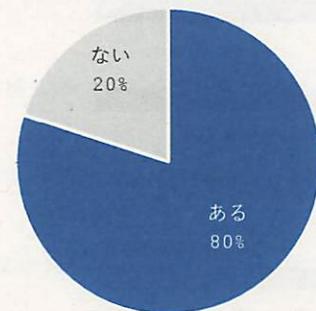
○ 一覧表等

- ・当事者と共同で作り上げるなどして裁判官の負担を軽減することで、裁判官が判断部分により注力できるようにする。
- ・審理の中で当事者と作成した主張整理表や時系列表等の成果物を判決の別紙として活用する。あるいは、別紙添付をしない場合であっても、適宜要約をして、前提事実、当事者の主張欄、認定事実欄作成に役立てる。



終結の見極めに迷う？

質問6 争点整理の終結時期に迷う／適切な時期
に終結できなかったと感じることがあるか？



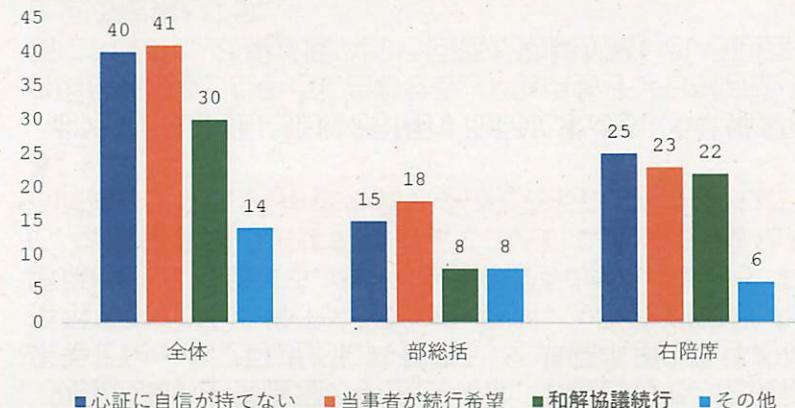
回答者の約8割が争点整理の終結時期に迷うこと／適切な時期に終結できなかったと感じたことがあると回答。

なお、陪席裁判官は8.9%が、部総括裁判官は7.1%が「ある」と回答している。若手裁判官ほど終結時期に迷う傾向があることがうかがわれる。



迷う理由は？

質問7 争点整理の終結時期に迷う理由

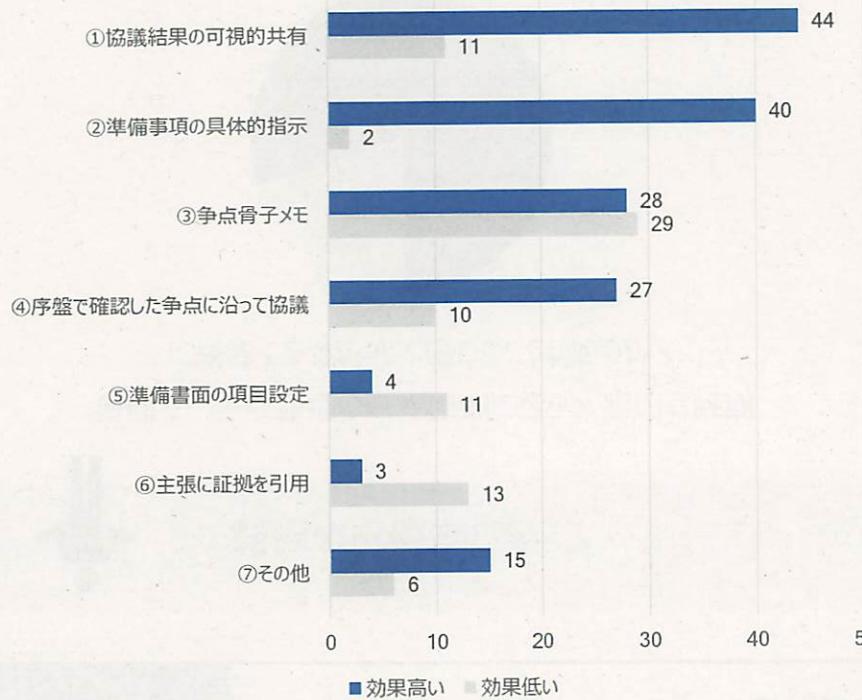


終結時期に迷う理由は、全体では、「当事者が続行希望」、「心証に自信が持てない」、「和解協議続行」の順で多かった。
部総括裁判官についてみると、「当事者が続行希望」が最も多
いが、右陪席裁判官でみると、終結時期に迷う理由として、「心
証に自信が持てない」が最も多かった。



主張整理の手法の効果（質問 8・9・1 1・1 2）

質問 8・1 1 主張整理の手法の効果



効果の高い主張整理の手法としては、①期日等での協議結果等をTeamsで可視的に共有する、②準備事項を具体的に指示する、③争点骨子メモの作成・更新、④序盤で確認した争点に沿って協議する、の順で回答数が多かった。このうち、特に、②準備事項の具体的な指示については、効果が高いとする回答も少なく、汎用性の高い手法であることがうかがわれる。

他方で、⑥主張に証拠を引用するように求める、⑤準備書面の項目を確認した争点に合わせる、③争点骨子メモの作成・更新については、効果が低いという回答が効果が高いという回答を上回る結果となった。

効果の高いその他の手法としては、**暫定的な心証開示**を挙げる回答が多かった。

また、効果の低い手法としては、主張整理案の作成・提示を挙げる回答が多かった。



主張整理の手法の活用の場面、課題（質問 10・13）

効果が高くあい路が少ないと回答が多い手法

② 準備事項を具体的に指示

- ◇ 効果があるとする回答者の過半数が、全件ないし概ね全ての事件で実践していると回答したが、主張が噛み合わない事件、主張が拡散しがちな事件等で実践しているという回答も相当あった。
- ◇ 効果としては、裁判官の関心事に沿った準備をしてもらえる、不要な主張の繰り返しを避けられる、裁判官としても争点整理で何をしている段階なのか自覚的に考えられるなどの回答があった。
- ◆ 課題としては、序盤・中盤で裁判官が事案を把握していないと具体的な指示は難しいという回答があった。

① 協議結果の可視的共有

- ◇ 効果があるとする回答者の大多数が、全ての事件で実施と回答。
- ◇ 効果としては、争点整理の後戻りが防止できる、到達点について認識を一致させることで主張の拡散を防げるなどの回答があった。
- ◆ 課題としては、代理人が投稿を見ていないという回答が多かった。

④ 序盤で確認した争点に沿って協議

- ◇ 効果があるとする回答者の大多数が、汎用性が高く、全件ないし概ね全ての事件で実施していると回答
- ◇ 効果としては、争点を毎回確認するので当事者への意識付けの効果が高い、共通認識をもって審理を進められるなどの回答があった。
- ◆ 課題としては、序盤で争点を確認することが難しい、確認しても別の主張が出てくる場合が少なくないという回答が多かった。



主張整理の手法の活用の場面、課題（質問 10・13）

効果が低いとの回答が少なくない手法

③ 争点骨子メモ

- ◇ 上記手法が有効であるとする回答者の過半数が、長期化が予想される事件、複雑な事件等で実施と回答。争点整理が必要な事件の全てで作成しているという回答は少数。
- ◇ 効果としては、当事者と共通認識を持つことができる、期日で口頭協議をする際にその位置づけが明確になる、代理人が自分の主張立証や事案を見直す契機となるなどの回答があった。
- ◆ 課題としては、記載内容に関する当事者の要望への対応が負担である、メモ作成に労力がかかる、項目程度であれば口頭で足りるという回答等があった。

⑤ 準備書面の項目設定

- ◇ 効果があるとする回答者は、争点との関連性が不明なまま、背景・経緯が主張される場面に有効であると回答。
- ◇ 効果としては、争点と主張の結びつきを当事者に意識させることができる、意味のない主張が予防できて記録がコンパクトになるなどの回答があった。
- ◆ 課題としては、項目設定がなくても書面を見れば内容は分かるから必要性に乏しい、複数の争点に関連する主張への対応が困難である、代理人の反発が想定されるという回答等があった。

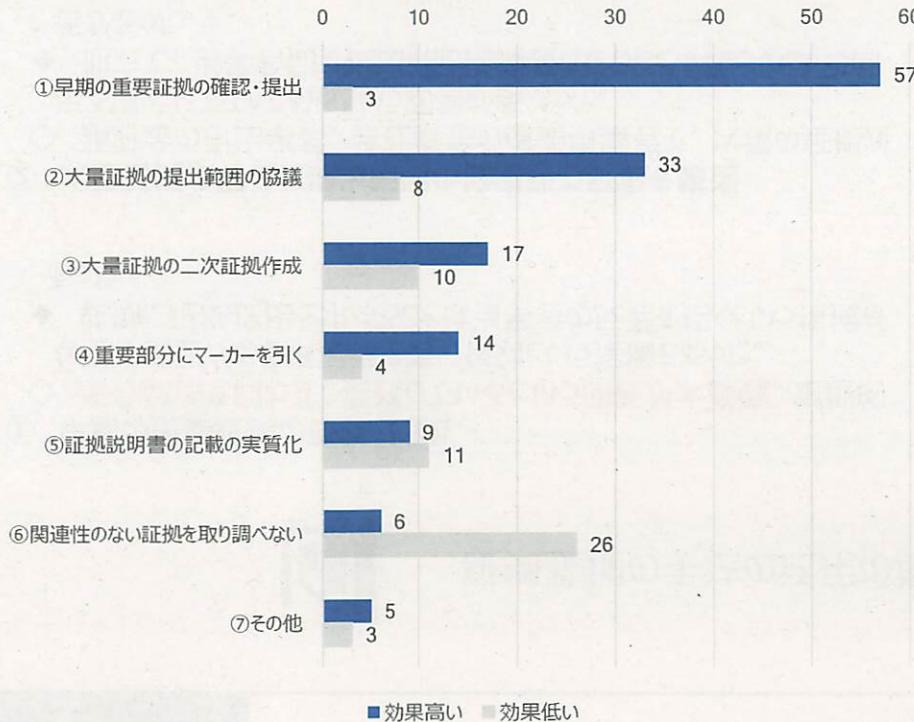
⑥ 主張に証拠を引用する。

- ◇ 効果があるとする回答者は、基本的にすべての事件に有効であり、証拠に基づかない主張を防止し、審理期間が短くなるなどの回答があった。
- ◆ 課題としては、証拠の引用を求めても遵守してもらえない、あるいは、証拠価値の低い証拠が引用されるという回答等があった。



証拠整理の手法の効果（質問 14・15・17・18）

質問 14・17 証拠整理の手法



効果の高い証拠整理の手法については、①早期の重要証拠の確認・提出、②大量証拠の提出範囲の協議、③大量証拠の二次証拠作成、の順で回答が多かった。**①早期の重要証拠の確認・提出は効果が低いとする回答も少なく、汎用性の高い手法である**ことがうかがわれる。

他方で、効果の低い証拠整理の手法としては、⑥関連性のない証拠を取り調べない、を挙げる回答が多かった。

効果の高いその他の手法としては、共通書面を作成する際に、証拠欄を設ける方法などが挙げられた。



証拠整理の手法の活用の場面、課題（質問16・19）

① 早期の重要証拠の確認・提出

- ◇ 事件類型を問わず、実践しているという回答が大多数。定型的な基本書証がある事案等で特に有効という指摘もあった。
- ◆ 執拗に証拠提出を求めるることは当事者の反発を招くという指摘もあった。

② 大量証拠の場合に提出範囲の協議等で証拠を厳選

- ◇ 預貯金の引出事案、会社資金の横領事案等で、大量の証拠が出来る場合に有効であるという回答が多かった。
- ◆ 他方で、当事者間で提出範囲を調整させることは難しいという回答があった。

③ 大量証拠の場合に二次証拠作成

- ◇ 交通事故の損害論、預貯金の引出事案などで大量の証拠が出る場面に有効であるという回答が多かった。
- ◆ 当事者の協力を得られない、相手方が二次証拠では納得しない、成果物の完成度が期待できない、証拠ではなく主張レベルで争いのない事実とすれば足りるという意見があった。

④ 書証の重要な部分にマーカーを引く

- ◇ 効果があるとする回答者は、医療記録やSNSのメッセージ等が大量に提出される場面で有効と回答。
- ◆ 他方で、結局、証拠を全部見ないと重要な部分が判断できないという指摘もあった。

⑤ 証拠説明書の立証趣旨を実質化

- ◇ 事件を選ばずに実践しているという回答のほか、争点や書証が多い事案で実践しているという回答があった。
- ◆ 課題としては、当事者に実質的な記載を求めて、指示に沿ったものが出来ることはあまり期待できないという回答があった。

⑥ 争点と関連性のない証拠は取り調べない

- ◇ 争点に関連性のない証拠が提出されなくなるという回答があった。
- ◆ 課題としては、関連性を評価することが難しいという意見や、代理人の反発を受けることが想定されるといった意見があった。



主張対比表

質問 20 a

争点多数の事案や金額等の判断項目が多数の事案等において主張対比表が有効であるとの回答が多数。

他方で、当事者主導で作成させた場合には、**成果物が期待したようなものにならない**、あるいは、**作成に過度に手間がかかる**という回答も相当数あった。

その他に、主張整理目的であれば有用だが、**判決添付目的で作成する場合、当事者が細部にこだわり、作成が難航する**などという回答があった。



時系列表

質問 20 b

事実経過が複雑な事案や、事実経過を前提に評価を行うべき事案で有効であるという回答が多数（引出集のフォーマットが有効との回答あり）。

適切に作成することが困難であるといった回答は少数であり、**汎用性の高い手法**であることがうかがわれた。

時系列表を判決に活用するという回答も相当数あったが、判決に用いる場合には、当事者ではなく、裁判所が時系列表を作成する方がよいという回答もあった。



要約書面

質問 20 c

裁判官交代後の事案把握のために有効であるという回答が多かった。その他、主張が変遷している場面や、判決に添付する場合に効果があるという回答があった。

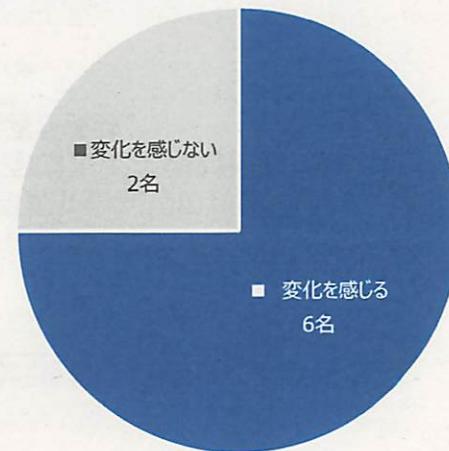
他方で、成果物の完成度が低い、当事者が抵抗するといった理由で、費用対効果が良くないという回答も少くなかつた。



判決書の変化（質問1関係）

質問1 判決書の変化

■変化を感じる　■変化を感じない

どのような変化があったか？

- ・ 事案の要旨の記載に替えて、請求の法的根拠を記載するもの、前提事実の記載を省略するものがみられる。
- ・ 当事者の主張について、核となるようなもの、主要事実を挙げるにとどめ、細かい主張は判断部分で取り上げるなどして、短くなっている。
- ・ 複雑な事案、判断事項多数の事案で、主張対比表等の一覧表を活用する例が増えている。
- ・ 認定事実を中核的争点の判断に必要な範囲でコンパクトにまとめつつ、判断は丁寧で説得的なものも見られる。
- ・ 物語形式の事実認定をしないで判断を行う例がみられる。
- ・ 判決書の形式や様式が多様になってきている。



判決書の変化について感じること（質問1・2関係）



好ましい変化

- デジタル化を契機に核心を捉えた審理判断を目指すべきことが重要であるとの認識が共有され、中核的争点に焦点を当てた簡にして要を得た判決もみられる。このような判決は論旨が明快であり、当事者や国民に対し、判断の内容を正しく知らせる上で有用である。より良い審理がより良い判決につながった結果であり、歓迎したい。
- 前提事実を、当事者の主張などが理解できる範囲である程度吟味し、取捨選択されたことが分かる例がみられる。
認定事実との無用な重複を避け、判決全体も短縮でき、望ましいものと捉えている。
- 主張部分について、核となるようなもの、主要事実を挙げるにとどめ、細かい主張は判断部分で取り上げるなどして、紛争の核心部分が分かりやすいものもあり、望ましい変化である。
- 一覧表について、適切な事項を取り上げ、かつ、その記載がコンパクトなものになっているものが多く、これらは当事者の主張の対立点を際立たせ、理解が進むという側面があり、基本的には望ましいものと思われる。

気がかりな変化

- 合理化、簡略化の趣旨を正解せず、訴訟物の特定が不十分であるものの、要件事実に従った整理がなされず、必要な主張まで省略したもの、主張整理や証拠検討が手抜きや粗雑化になっているもの、認定事実が不足し、説得力を欠くものも一部ある。
- 簡略化判決は、事案、争点、全体像が理解しづらいことがある。
- 主張部分を端折り過ぎて何が紛争の核心なのかが一読しても分からず、原記録に当たらなければ理解できないものもままみられる。
- 主張部分について、枝葉末節ではなく幹を削った結果短くなっているものもある。多少長くても、論理的につながりがはっきりしていると読みやすいという面もある。
- 判断部分が極度に簡略化されているため、敗訴当事者を怒らせ、勝訴当事者の納得を得られない場合もみられる。
- ただ短くしようというものもあるように見受けられて気がかりである。



判決書の改善について（質問2・3）

○ 事案の要旨・前提事実

- 前提事実は、できるだけ争点の理解に必要なものに限定した方がよい。ただし、①前提事実と当事者の主張欄を併せて、要件事実の漏れがないようにすること、②訴訟物は法的根拠と請求原因事実とが相まって初めて特定されるものであることには、留意が必要である。
- 前提事実の適切な吟味のためには、判決起案の前に、判決全体のイメージを持つことが重要である。

○ 争点の設定

- 争点整理段階で当事者と口頭協議をし、裁判所が主導して争点及び証拠の整理や争点の重み付けをしつつ、当事者の力を活用して主張を整理し、その結果を起案に生かすなど、判決を意識した適切な争点整理が重要である。
- 判決は審理内容を反映するものであることから、争点の設定などが適切にされているのかという点について、今一度吟味すべきではないかと思われる例もないではない。

○ 当事者の主張

- 争点に関する当事者の主張は、要点を簡潔に記載するといいが、当該争点についての判断の分かれ目となる主張の対立点が浮き彫りになるような記載が必要である。
- 主張は要点をとらえていれば簡潔なもので十分である。
- 判断に不要な主張の省略については、①一審裁判官の判決作成に要する負担を軽減し、他の事件処理に時間を振り分けられるのであれば、省略でよいとの意見と、②控訴審が原判決の記載に従って弁論更新できる程度の記載が望ましいとの意見があった。





判決書の改善について（質問2・3）

○ 認定事実

- 物語形式で冗長に事実を羅列することは避けるべきである一方、争点ごとに細切れに分けて事実を認定するのが適さない事案もある。種々の事実を事案全体の中で位置づけることによって、各事実相互のつながりが分かり、説得的な判断になるケースも少なくないため、物語形式をとるかどうかは、事案に応じて適切に選択する必要がある。

○ 説示

- 認定判断の簡略化は、説得力が欠如したり、当事者の納得感が不足する懸念もあるので、主要な争点に対する判断の明確化、丁寧な説示を心掛けつつ、説得力のある文章を書く技術を向上させることが重要である。
- 第1審裁判官の検討した結果を的確に反映するためには、結論だけを記載するのではなく、結論を導く過程の主要な論拠の記載が必要である。
- 簡にして要を得た判決が望ましいのは言うまでもないが、理由については説得的な説示が重要であり、敗訴当事者が重視する事実関係については、きちんと判断すべきである。

○ 判決書の形式

- 事案に適した判決形式の選択は、争点整理手続によって形成してきた当該事案の争点の内容や判示すべき内容を踏まえ、意識的に行う必要がある。
- 重要なのは形式ではなく内容である。訴訟物や当事者の主たる主張、判断の理由付けなどの根幹部分についてはどのような形式をとるにせよ明瞭に記載する必要がある。
- 形式は各自が工夫すべきものであるが、あまりにも独自のものは読みづらい場合があり、ある程度は、議論をしながら、収斂していくことが望ましい。
- 判決書の形式を工夫するにしても、判決書自体で事案が把握できるように留意して取り組んで欲しい。

○ 一覧表等

- 当事者の対立点を際立たせ理解が進む側面があり、有用であるが、表作成に要する負担等にも留意し、どのような事案が一覧表による整理にふさわしいかという視点を持って表を活用する事案を選別することが必要である。
- 別紙や別表を多用し過ぎて、かえって読みづらくなる場合があるので、留意が必要である。



判決書の改善について（質問2・3）

○ 判決全般について

（応援メッセージ）

- ・控訴審としても、冗長な一審判決書は論旨が不明であり、メリハリをもった審理がされなかつた結果でもあるから、有害なものと考えている。
- ・現在の一審における審理運営改善の取組を、控訴審としても応援したい。
- ・判決書の合理化の取組は、デジタル化を踏まえて良い機会なので、ぜひ積極的に取り組んでほしい。多少のばらつきがあつても高裁としては受け入れていきたい。

（留意点）

- ・判決改善の目的は、適切かつ迅速な裁判の実現にある。判決の簡略化でなく、「過不足のない簡にして要を得た判決」を目指してほしい。
- ・判決書の合理化を志向すること自体は望ましいので、判決を短くすること自体を自己目的化するのではなく、判決の目的、各項目の記載の趣旨や目的を理解した上で改善に取り組んでほしい。
- ・基礎がないまま簡略化に飛びつくと、短絡的な判決になりかねないので、基礎を身に付けることが重要である。





現状・課題・改善の方向性（質問4～7関係）

○ 高裁判決の課題

- 引用判決は、原判決と見比べないと内容が理解できず、読み手にとって分かりづらい。
- オープンデータ化に耐えられるか懸念される。
- 控訴審における些末な補充主張を逐一取り上げ、高裁判決自体が核心を捉えたコンパクトなものになっていない。
- 細かく、さほど重要でない点まで補正しがちである。
- 裁判長・裁判体によって流儀が異なる。

○ 左の課題を改善するにあたってのあい路

- ① 控訴審での全面書き下ろしについて
 - 引用判決には、控訴審での変更部分を明確にするという利点がある上、問題ない一審判決を書き下す必要性は乏しい。また、負担との兼ね合いもあい路となる。
- ② 原判決データを使用して修正箇所を下線・網掛けすることについて
 - 従前の引用判決と比較すると時間がかかる。
 - 引用ならそのままにする点でも、書き下ろし判決となると訂正したくなる部分が多くなり、負担との兼ね合いがあい路となる。
- ③ 高裁判決もコンパクトな判決を目指すことについて
 - 手抜きとみられないか、利用者の期待に応えられるか、懸念される。
 - 控訴審は事実審の最終審として一通りの事実認定が必要である。
 - 控訴理由のみに応答することは、統審性との関係があい路となる。



現状・課題・改善の方向性（質問4～7関係）

○ 改善の方向性

① 引用判決は維持しつつ、分かりやすい判決を目指す。

- ・現状の工夫例は右のとおり。
- ・オープンデータ化を見据えて、冒頭にサマリーを記載するなど、第三者にとっての理解しやすさを検討する必要がある。

② 控訴理由の取り上げ方を見直し、簡にして要を得た判決を目指す。

- ・控訴理由としてどの点を取り上げるか、それについてどの程度判断すべきかについて、改善の余地がある。
- ・重要でない控訴理由に対する判断としては、「原判決の結論を左右しない」と記載することで済ませられないか。
- ・将来的には、重要部分についての高裁としての判断等をまとめて記載し、原判決の補正を逐一しないことも考えてよいのではないか。

○ 引用判決の工夫、留意点

- ・引用判決でも、控訴審判決だけで、事案の概要、訴訟物、主要な争点、主要な争点に対する控訴審の判断が分かるようにしている。
- ・表現や形式面で多少問題があったとしても大きな問題でなければ原判決引用とする。引用するときはできるだけまとめて引用する。
- ・補正については、当事者が不服とした部分で変更すべき部分や、控訴理由に答えるために必要な最小限の補正にとどめている。
- ・補正する際は、文中の細切れの補正ではなく、できるだけ段落や一文などの大きなブロックを対象として補正を行う。
- ・控訴理由に対する判断に力を入れる。
- ・重要な部分、論点部分、知識や技法の承継になりそうなところ（書証の成立に関する説示等）は書き下ろす。

地裁編

I 職務内容

1. あなたは次のうちどれにあてはまりますか？
 【選択肢】 部総括裁判官 右陪席

II 判決書

2. 核心を捉えたコンパクトな判決書を作成するという観点から、現在の判決書には、どのような課題があると考えますか。
 3. 課題がある場合、そのような問題が生じる原因は何だと思いますか。
 4. 課題がある場合、フェーズ3に向けて、判決書をどのように改善すべきだと考えますか。
 5. 質問4の方向性に向けて、ご自身で取り組んでいることや工夫例があれば記載してください。

III 爭点整理終結時期の見極め

6. 爭点整理の終結時期に迷うことや、適切な時期に終結できなかつたと感じることがありますか。
 【選択肢】 ある ない
 7. 質問6で「ある」と回答した方は、どのような理由でそうしたことが生じますか（複数回答可）。
 【選択肢】 心証に自信が持てず、いつ争点整理を終えればいいのか迷う。
 自分としては心証形成できているが、当事者が続行を希望する。
 和解協議中の事件について、いつ見切りをつけていいか迷う。
 その他

IV 中盤の主張の整理

8. 主張の拡散防止の効果の高い手法
 以下の手法のうち、実践して特に主張の拡散防止の効果があったと思うものがあれば、効果が大きい方から最大2個選択してください。
 【選択肢】 ①序盤に確認した争点に沿って、各期日等の口頭協議を行っている。②主張に必ず証拠番号を引用させる。③準備事項を具体的に指示する（「準備書面の第〇項の〇〇についての主張への反論」、「争点〇の主張の法的根拠を明らかにすること」など）。④争点骨子メモを作成・更新して当事者と共有している。⑤準備書面の項目を確認した争点に合わせてもらう。⑥期日等での協議結果や次回の宿題事項をTeams等で可視的に共有する。⑦その他
9. 質問8で「⑦その他」を選択した方は、その審理手法について簡単にご記載ください。

10. 主張整理の手法の使い分け

質問8で選択した審理手法について、どのような事件、どのような場面で実践していますか。仮に特定の事件類型で実践しているという場合にはどのような事件類型で実践していますか。

①選択した審理手法の番号を記載した上で、②その事件類型や場面と、③当該審理手法が②の事件類型に適している理由をご回答ください（あるいは事件を選ばず有用である理由をご回答ください。）。

（記載例）

一つ目

- ① 選択肢③
 ② ～の事件類型
 ③ 選択肢③は、～であると考えられるため。

二つ目

※ 二つ目がある場合、一つ目と同じ記載方法でご記載ください。

11. 主張の拡散防止の効果の低い手法

以下の手法のうち、実践してみたものの期待した効果が上がらなかつたもの（又は費用対効果の観点から見合わないため実践していないもの）があれば、効果が低い方から最大2個選択してください。

【選択肢】 ①序盤に確認した争点に沿って、各期日等の口頭協議を行っている。②主張に必ず証拠番号を引用させる。③準備事項を具体的に指示する（「準備書面の第〇項の〇〇についての主張への反論」、「争点〇の主張の法的根拠を明らかにすること」など）。④争点骨子メモを作成・更新して当事者と共有している。⑤準備書面の項目を確認した争点に合わせてもらう。⑥期日等での協議結果や次回の宿題事項をTeams等で可視的に共有する。⑦その他

12. 質問11で「⑦その他」を選択した方は、その審理手法について簡単にご記載ください。

13. 主張整理の手法の課題

質問11で選択した審理手法について、選択した具体的な理由（実践してみて審理手法として芳しくなかった理由、又は費用対効果が見合わないと考える理由）を記載してください。選択した審理手法の番号を記載した上でご回答ください。

（記載例）

- ・ 選択肢③については・・・・
- ・ 選択肢④については・・・・

V 中盤の証拠の整理

14. 爭点との関連性を意識した証拠提出の効果が高い手法

以下の手法のうち、実践して争点との関連性を意識した証拠提出の効果が特に高かったと思うものがあれば、効果が大きい方から最大2個選択してください。

【選択肢】 ①早期に重要証拠の存否を確認し、ある場合は提出を求める。②証拠の重要な部分にマーカーを引くように指示している。

③証拠説明書の立証趣旨を簡便化するよう求めている。（例：どの争点に関連する証拠か明記させる、概括的な立証趣旨は特定を求めるなど）④大量の証拠がある場合、提出範囲について協議を行うか、当事者間で調整させてから、必要な部分だけを提出させる。⑤大量の証拠（請求書、領収書等）がある場合は、日付・金額等を一覧表にするなど、二次証拠を作成させて、これを取り調べる。⑥争点と明らかに関連しない書証は取り調べない。あるいは関連性が薄いとの裁判官の認証を明示する。⑦その他

15. 質問14で「⑦その他」を選択した方は、その手法について簡単にご記載ください。
16. 証拠整理の手法の使い分け
 質問14で選択した審理手法について、どのような事件、どのような場合に実践していますか？
 仮に特定の事件類型で実践しているという場合はどのような事件類型で実践していますか。
- ①選択した審理手法の番号を記載した上で、②その事件類型や場面と、③当該審理手法が②の事件類型に適している理由をご回答下さい（あるいは事件を選ばず有用である理由をご回答ください。質問10の記載例と同様の方法でご記載ください。）。
17. 争点との関連性を意識した証拠提出の効果が低い手法
 以下の手法のうち、実践してみたものの、争点との関連性を意識した証拠提出の効果が上がらなかつたもの（又は費用対効果の観点から見合わないため実践していないもの）があれば、効果が低い方から最大2個選択してください。
 【選択肢】①早期に重要な証拠の存否を確認し、ある場合は提出を求める。②書証の重要な部分にマーカーを引くように指示している。
 ③証拠説明書の立証趣旨を実質化するよう求めている。（例：どの争点に関連する証拠か明記させる、概括的な立証趣旨は特定を求めるなど）④大量の証拠がある場合、提出範囲について協議を行うか、当事者間で調整させてから、必要な部分だけを提出させる。⑤大量の証拠（請求書、領収書等）がある場合は、日付・金額等を一覧表にするなど、二次証拠を作成させて、これを取り調べる。⑥争点と明らかに関連しない書証は取り調べない。あるいは関連性が薄いとの裁判官の認識を明示する。⑦その他
18. 質問17で「⑦その他」を選択した方は、その審理手法について簡単にご記載ください。
19. 証拠整理の手法の課題
 質問17で選択した審理手法について、選択した具体的な理由（実践してみて審理手法として芳しくなかった理由、又は費用対効果が見合わないと考える理由）を記載してください。選択した審理手法の番号を記載した上でご回答下さい（質問13の記載例と同様にご記載ください。）。
- VI 一覧表
20. ⑥主張対比表、⑦時系列表や⑧要約書面の費用対効果についてどのように考えますか（⑥～⑧全部について記載しても、どれかについて記載しても、いずれでも差し支えありません。）。回答する手法の番号を記載した上でご回答ください。
 【記載例】
 ① 回答する手法（⑥～⑧）
 ② 費用対効果（例えば、特定の事件類型や場面では効果が高いという場合には、その事件類型や場面を、特定の工夫をすれば効果が高くなるという場合には、その工夫例をご記載ください。）

高裁編

I 第1審の判決書について

1. ここ1～2年で、第1審判決書について変化を感じことがありますか。ある場合にはその変化の内容をお書きください。
2. 質問1について「変化がある」と回答した方は、その変化についてどのように感じていますか。好ましい変化でも、気がかりな変化でも結構ですので、ご指摘ください。
3. 第1審の判決書の改善について、高裁からの意見があればご記載ください（例：こういう点に留意して取り組んでほしい、こういう点を改善してほしい、こういう点は現状で問題ないなど）。

II 高裁の判決書について

4. 高裁の判決書において、引用判決を行う際に工夫や留意をしている点はありますか？ある場合はどのような工夫等をされていますか？
5. 現状の高裁判決書について課題を感じる点がありますか。ある場合はどのような点ですか？
6. 質問5について「課題がある」と回答した方は、どのように高裁判決書を改善すべきだとお考えですか。その場合にあい路となるのはどのような点ですか？
7. 高裁の判決書について何らかの取組をしていますか？取組をしている場合はどのような取組をしていますか？あるいは、今後どのような取り組みが必要だとお考えですか？

サンプル判決書①

令和●年●月●日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

令和●年 (ワ) 第●●●号 諸費用支払請求事件

口頭弁論終結の日 令和●年●月●日

判 決

5

原 告 株 式 会 社 X

同代表者代表取締役 A

同訴訟代理人弁護士 甲 野 太 郎

●●●

10

被 告 Y

同訴訟代理人弁護士 乙 野 太 郎

主 文

- 1 被告は、原告に対し、183万4881円及びこれに対する令和元年11月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

主文同旨

20

【請求の法的根拠】

- ・主請求：被告が自らの個人資産をもって原告の諸費用を支払う旨の合意（以下「本件合意」という。）に基づく諸費用の請求
- ・附帯請求：遅延損害金請求（起算日は訴状送達日の翌日、利率は民法所定）

第2 争点

25

- 1 別紙の遵守事項が記載された念書（以下「本件念書」という。）に被告が署名押印したことにより、原告と被告の間で本件合意が成立したか

- 2 本件合意は心裡留保により無効か
- 3 本件合意は公序良俗違反により無効か

第3 当裁判所の判断

- 1 争点1（本件合意の成否等）について

証拠（甲1、2、5、13、乙1、4、原告代表者、被告本人）及び弁論の全趣旨によれば、原告はライブハウスの経営等を業とする株式会社であり、かつては被告が代表取締役であったが、現在は、同社の実質的オーナーであるAが代表取締役を務めていること、被告は、Aの依頼を受けて原告の代表取締役に在任中、原告の税金や経費の支払ができないこともあったにもかかわらず、虚偽の決算書類をAに示して黒字経営のように見せかけていたこと、原告が税金を滞納していることがAに発覚したことを契機に、Aは、原告の赤字状態を解消するため、被告に対して、本件念書に署名押印することを求め、被告がこれに応じて本件念書に署名押印したことが認められる。

これらの事実からすれば、被告は、本件念書に署名押印することによって、被告が代表取締役を辞任する日までに発生した原告が支払うべき諸費用について、自らの個人資産をもって支払を行うことを約する旨の意思表示をし、Aは、これに対応する意思表示をしたと認められるから、原告が主張する本件合意の成立が認められるというべきである。そして、被告が原告の代表取締役に在籍していた期間に発生した原告の諸費用（滞納税金を含む。）等のうち、現在も未払いのものは、合計183万4881円であると認められるから（甲3〔枝番を含む。〕、4）、被告は原告に対して同額の支払義務を負うものと認められる。

被告は、民法は原則として、実質的な原因のない片務的な債務を合意のみで発生させることを予定していないなどと主張するが、独自の見解であり、採用できない。

- 2 争点2（本件合意は心裡留保により無効か）について

前記1で認定したとおり、被告は、Aから赤字補填を求められたのに対し、これに応じて本件念書を作成するに至っていることから、本件合意が被告の真意に基づくものではないとは到底認められない。

5 被告は、指定暴力団幹部であるCが関与していたことから、本件念書の作成に応じざるを得なかったなどと主張するが、本件念書の作成にCが関与していた形跡はうかがえない上、本件全証拠を精査しても、本件念書の作成に応じないことによって被告がCから危害を加えられるようなおそれがあったといえるような事情も見当たらないから、被告の上記主張は採用できない。

3 争点3（本件合意は公序良俗違反により無効か）について

10 前記1及び2での検討に照らせば、本件念書の趣旨は、合意の成立を認めるに当たっては十分に明確であって、その合意内容も被告にとって不合理であるとはいき切れず、Aも、被告に対し、本件念書への署名押印を強く迫ったものではないから、本件合意が公序良俗違反であるということもできない。

4 その他の被告の主張について

15 その他被告は、本件合意に基づく債務は自然債務であるとも主張するが、本件合意が成立し、心裡留保や公序良俗違反が認められないことは、これまでに検討したとおりである以上、当該債務が自然債務となると解すべき根拠はない。

5 結論

20 以上によれば、原告の請求は全部理由があるからこれを認容することとして、主文のとおり判決する。

●●地方裁判所

別紙

1. 貴社在籍中に発生した支払いの必要がある金銭に関する全ての案件に対して

2019年8月31日までに滞りなく支払いを完了する。

5 ※ 在籍期間に関しては2019年8月31日までとし、店舗営業における8月分支払いもこれに含める。

2. 退職に際し必要な事項の引継ぎを業務に支障が無い様行う。

3. 取締役を辞任するにあたり必要な定款の書き換え費用は自身が負担する。

4. 上記1. 2. 3. の事項に違反があった場合、自身で法的責任を負うもので
10 ある事を確認し、訴訟を起こされても一切の反論も行わず、これによって貴社
が被った全ての損害を弁償する事を誓約いたします。

サンプル判決書②

令和●年●月●日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

令和●年 (ワ) 第●●●号 諸費用支払請求事件

口頭弁論終結の日 令和●年●月●日

判 決

5

原 告 株 式 会 社 X
 同代表者代表取締役 A
 同訴訟代理人弁護士 甲 野 太 郎

●●●

10

被 告 Y
 同訴訟代理人弁護士 乙 野 太 郎

主 文

- 1 被告は、原告に対し、183万4881円及びこれに対する令和元年11月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 15 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

20 第2 事案の概要等

本件は、原告が、原告の代表取締役を務めていた被告に対し、被告が自らの個人資産で原告の滞納税金を含む諸費用を支払う旨の合意（以下「本件合意」という。）をしたと主張し、本件合意に基づき、諸費用合計183万4881円及びこれに対する訴状送達の日の翌日である令和元年11月15日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

- 25 1 前提となる事実（争いがないか、後掲各証拠により容易に認められる事実）

5 (1) 当事者

原告は、ライブハウスの経営等を業とする株式会社である。

被告は、平成24年7月30日から令和元年8月31日まで、原告の代表取締役を務めていた者である。

10 (2) 本件念書

被告は、令和元年8月30日付けで念書（甲2。以下「本件念書」という。）に署名押印し、当時原告取締役であったA（現在の代表取締役）に差し入れた。本件念書には、「私は貴社を退社するにあたり、以下の事項を遵守することを誓約いたします。」として、下記のとおり、遵守事項が記載されている。

15 記

1. 貴社在籍中に発生した支払いの必要がある金銭に関する全ての案件に対して2019年8月31日までに滞りなく支払いを完了する。

※在籍期間に関しては2019年8月31日までとし、店舗営業における8月分支払いもこれに含める。

20 2. 退職に際し必要な事項の引継ぎを業務に支障が無い様行う。

3. 取締役を辞任するにあたり必要な定款の書き換え費用は自身が負担する。

4. 上記1. 2. 3. の事項に違反があった場合、自身で法的責任を負うものである事を確認し、訴訟を起こされても一切の反論も行わず、これによって貴社が被った全ての損害を弁償する事を誓約いたします。

25 (3) 諸費用の発生

被告が原告の代表取締役に在籍していた期間に発生した原告の諸費用（滞納税金を含む。）等のうち、現在も未払いのものは、次のとおり合計183万4881円である（甲3〔枝番を含む。〕、4）。

ア 諸費用（消費税、所得税、市民税等） 109万2080円

イ 諸費用（電気代、顧問料、ビル更新料等） 66万5270円

ウ 被告の代表取締役退任手続費用等 7万7531円

2 争点及びこれらに関する当事者の主張

本件の主要な争点は、①本件合意の成否等、②心裡留保、③公序良俗違反で
あり、これらに関する当事者の主張は次のとおりである。

（1）争点①（本件合意の成否等）について

【原告の主張】

Aは、令和元年8月、被告の放漫経営に気づき、責任を追及したところ、被告は、同月末日付で原告を辞任すること、及び同日までに発生する原告の諸費用は自らの個人資産で責任をもって支払う旨（同日までに債権者に支払えない場合には諸費用を原告に支払う旨）を約束し、同月30日、被告が、本件念書に署名押印して原告に交付し、本件合意が成立した。

【被告の主張】

本件念書は、その文言上、内容が不明確であり、被告に法的な支払義務を具体的に発生させ得るようなものとはいえない。

また、被告には放漫経営等の任務懈怠はなく、本件合意は実質的な原因のない片務的な債務を合意で発生させるものである。民法はこのような合意を想定しておらず、本件合意に基づく債務は発生しない。

（2）争点②（心裡留保）について

【被告の主張】

Aは、原告の設立に関与したオーナー的立場で、被告よりもかなり年上であり、指定暴力団東組系幹部であるCも運営に関与している状況であるから、被告は、Aに逆らえる立場ではなかった。このようなことから、被告はAの求めに応じて本件念書の作成に応じたものの、被告の真意に基づくものではなく、原告もそのことを知ることができた。

【原告の主張】

否認し、争う。

(3) 争点③（公序良俗違反）について

【被告の主張】

5 被告が原告を債務者とする各種費用を被告個人の財産から負担すべき理由は皆無であり、そのようなもともと存在しない債務について単なる意思表示のみで債権債務関係が生じることは法は予定していないにもかかわらず、現実の立場や状況等から断り切れずに過大な金額を支払う旨の意思表示をしてしまった（念書を書いてしまった）場合に、実際にその金額を負担させるのは暴利行為と同等のものである。したがって、本件念書による意思表示は、
10 公序良俗違反として無効である。

【原告の主張】

争う。

第3 当裁判所の判断

15 1 認定事実

前記第2、1「前提となる事実」並びに後掲各証拠及び弁論の全趣旨による
と、次の事実が認められる。

(1) 20 Aは、平成22年6月、知人らとライブハウスを経営するために原告を設立したが、別に本業を持っていたこともあり、知人であった被告に、ライブハウス「D」（以下、単に「ライブハウス」とのみ呼称する。）の運営を任せることとした。被告は、平成23年5月28日に原告の取締役に、平成24年7月30日に原告の代表取締役に就任し、ライブハウスの運営を取り仕切るようになった。なお、指定暴力団幹部であるCは、A、被告とバンドを組んで、演奏をすることがあった。（甲1、乙4、原告代表者、
25 被告本人）

(2) 被告の在任中、会計士が作成した決算書上は黒字経営であり、被告は、そ

の決算書類をAに見せることによって、黒字経営である旨を報告していたが、実際には資金繰りがひっ迫していて、原告の売上だけでは税金や経費の支払に足りないことがあり、自らの個人資産から支出したり、本来受け取るべき報酬額を削ったりすることによって、原告の赤字を補填していた。(甲5、原告代表者、被告本人)

(3)ア ライブハウスの大口顧客であったBは、原告の役員に就任することとなり、出資金5万円及び貸付金95万円の名目で、原告に合計100万円を支払うこととし、令和元年8月2日、原告名義の口座に合計100万円を送金した。(甲6、13、原告代表者)

イ Aは、令和元年8月22日、LINEを利用して、被告に対し、Bから入金された100万円を別口座に保管するために出金するよう指示したところ、被告から、法人税や家賃の支払等に充てられ、口座残高が63万円程度となっていること、前年度消費税の滞納等があり、これらを支払う現金・預貯金が原告にはないことを伝えられ、原告の資金繰りがひっ迫していることを初めて知った。

Aは、被告の経営が放漫であると考え、「いずれにしても、今月いっぱいはYに全て任せてある訳だから、Yの責任で今月中に税金未払金と今月中の支払い、Bの100万円は綺麗にしてください」とのメッセージを送信して、被告の個人資産をもって滞納税金等の補填をするよう求めた。これに対し、被告は、「一気には無理です」、「割合は別としてお2人的にはその補填にご協力頂く考えはありませんでしょうか?」などとして、AやCに援助を求めたが、Aから、「この状況で発覚したら協力してくれは虫が良すぎると思います」などとして赤字補填を断られたことから、「今回の清算完了して、年内のイベント・引継等済みましたら自分は取締を解任して頂いてDに携わるのを抜けようかと考えました。」とのメッセージを送信するとともに、令和元年内のイベントを終え、引継ぎが

完了した段階で、代表取締役を辞任する意向を示した。

5

これに対し、Aは、被告が速やかに代表取締役を辞任する意向であると理解し、「税金、家賃等、今月の支払いを完全にクリアにして月末に通帳返却してください」として、同月末日で経営から退くように求め、これに対し、被告は、「ご迷惑おかけしてスミマセンm(_ _)m」、「登記、二度手間になりますが役員・株主除名をお願い致します。」と返信し、Aの求めに応じる旨返答した。その後も、Aからは、同月末日で被告が代表取締役から辞任することを前提としたメッセージが送られてきたが、被告は、これに異議を述べることはしなかった。

10

(以上につき、甲13、乙1、原告代表者、被告本人)

ウ Aは、令和元年8月28日、原告に対する税金の督促状が届いていたことから、被告に対し、その税金を全部支払うよう求め、これに対し、被告は、支払を了解する旨返信した。(甲3の1、乙1、原告代表者)

15

(4) A及び被告は、令和元年8月30日、ライブハウスにおいて、B及び従業員のEが同席する中で、引継ぎのための打合せを行った。その際、Aは、被告に対し、あらかじめ作成していた本件念書への署名押印を求め、被告は、これに応じて、本件念書に署名押印した。(甲2、原告代表者、被告本人)

20

(5) 被告は、令和元年8月末日までに、原告の滞納税金等の経費の一部を個人資産をもって支払い、同日には、同月分の電話料金が1万円程度あるということで、原告名義の口座に1万円を送金した。被告は、同年9月1日、Aに対し、原告名義の通帳等を引き渡した。(甲6、13、乙4、被告本人)

2 争点①(本件合意の成否等)について

25

前記1の認定事実によると、被告は、Aの依頼を受けて原告の代表取締役に在任中、虚偽の決算書類をAに示して黒字経営に見せかけていたところ、原告の税金滞納が発覚をしたことを契機に、Aから、被告の個人資産をもって原告の赤字状態を解消するよう求められたこと(認定事実(2)、(3)イ)、Aの要求に

5 対して被告は、当初は消極的な意向を示していたが、最終的には異議を述べなかつたこと（同(3)イ、ウ）、その後、Aは被告に本件念書への署名押印を求め、被告はこれに応じて本件念書を作成したこと（同(4)）、被告は、原告の諸費用の一部を個人資産をもつて支払つたこと（同(5)）が認められる。このよう
10 な作成経過及び被告の事後の行動に加え、本件念書第1項及び同第4項の文言に照らせば、本件念書は、被告の個人資産をもつて、原告に発生した諸費用の支払を行うことを合意したものであることが優に認められ、これを覆すに足りる証拠はない。また、本件念書第1項に「貴社在籍中に発生した支払いの必要
15 がある金銭」と記載されていることからすると、被告が責任を負うのは、被告
が代表取締役を辞任する令和元年8月末日までに原告を債務者として発生した諸費用の支払債務（滞納税金を含む。）を意味すると解釈するのが合理的である。本件念書の記載内容が不明確であるとの被告の主張は、採用することができない。

そして、被告が代表取締役を退任する令和元年8月31日までに発生した原告が支払うべき諸費用（滞納税金含む。）の未払額は、合計183万4881円であるから（前記第2、1(3)）、被告は、本件合意に基づき、原告に対して同額を支払う義務を負うものと認められる。

これに対して、被告は、民法は原則として、実質的な原因のない片務的な債務を合意のみで発生させることを予定していないなどと主張するが、独自の見解であり、採用できない。

20 3 争点②（心裡留保）について

前記2に掲げた本件念書の作成経緯及び被告の事後の行動に照らせば、被告は本件合意に対応する内心の効果意思を有していなかつたとは認め難い。

これに対し、被告は、本人尋問において、本件念書の際のAとのやり取りについて、Aに「書け」と求められ、これを拒絶したが、さらにAから、「いいから書けよ」と言われた旨供述している。しかし、それ以上に脅迫的な言辞

10 があったというものではなく、本件念書に要した時間は5分程度であったというのであり、被告の供述を前提としたとしも、被告が本件念書の作成に応じなければならぬ状況に追い込まれていたとはいはず、被告が真意に基づかずには意思表示を行ったものとは到底認められない。

15 また、被告は、指定暴力団幹部であるCが関与していたことから、本件念書の作成に応じざるを得なかつたなどと主張するが、本件念書の作成にCが関与していた形跡はうかがえない上、本件全証拠を精査しても、本件念書の作成に応じないことによって被告がCから危害を加えられるようなおそれがあったといえるような事情も見当たらないから、被告の上記主張は採用できない。

20 4 争点③（公序良俗違反）について

15 前記2及び3での検討に照らせば、本件念書第1項及び第4項の趣旨は、合意の成立を認めるに当たっては十分に明確であつて、その合意内容も被告にとって不合理であるとはいいけれど、Aも、被告に対し、本件念書への署名押印を強く迫つたものではないから、本件合意が公序良俗違反であるということもできない。

25 5 その余の被告の主張について

その他被告は、本件合意に基づく債務は自然債務であるとも主張するが、本件合意が成立し、心裡留保や公序良俗違反が認められないことは、これまでに検討したとおりであり、当該債務が自然債務となると解すべき根拠はない。

20 6 結論

以上によれば、原告の請求は全部理由があるからこれを認容することとして、主文のとおり判決する。

●●地方裁判所

サンプル判決書③

令和●年●月●日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

令和●年 (ワ) 第●●●号 諸費用支払請求事件

口頭弁論終結の日 令和●年●月●日

判 決

5

●●●

原 告	株 式 会 社 X
同代表者代表取締役	A
同訴訟代理人弁護士	甲 野 太 郎

●●●

10

被 告	Y
同訴訟代理人弁護士	乙 野 太 郎

主 文

- 被告は、原告に対し、183万4881円及びこれに対する令和元年11月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 訴訟費用は、被告の負担とする。
- この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

主文同旨

20 第2 事案の概要等

本件は、原告が、原告の代表取締役を務めていた被告に対し、被告の放漫経営の責任を原告が追及したことを契機に、原告と被告の間では、被告が自らの個人資産で原告の滞納税金を含む諸費用を支払う旨の合意（以下「本件合意」という。）が成立したと主張して、本件合意に基づき、諸費用合計183万4881円及びこれに対する訴状送達の日の翌日である令和元年11月15日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提となる事実（争いがないか、掲記の証拠により容易に認められる事実）

(1) 当事者

原告は、ライブハウスの経営等を業とする株式会社である。

被告は、平成24年7月30日から令和元年8月31日まで、原告の代表
5 取締役を務めていた者である。

(2) 本件念書

被告は、令和元年8月30日付けで念書（甲2。以下「本件念書」とい
う。）に署名押印し、当時原告取締役であったA（現在の代表取締役）に差
し入れた。本件念書には、「私は貴社を退社するにあたり、以下の事項を遵
10 守することを誓約いたします。」として、下記のとおり、遵守事項が記載さ
れている。

記

1. 貴社在籍中に発生した支払いの必要がある金銭に関する全ての案件に
対して2019年8月31日までに滞りなく支払いを完了する。

15 ※在籍期間に関しては2019年8月31日までとし、店舗営業における8月分支払いもこれに含める。

2. 退職に際し必要な事項の引継ぎを業務に支障が無い様行う。
3. 取締役を辞任するにあたり必要な定款の書き換え費用は自身が負担す
る。

20 4. 上記1. 2. 3. の事項に違反があった場合、自身で法的責任を負う
ものである事を確認し、訴訟を起こされても一切の反論も行わず、こ
れによって貴社が被った全ての損害を弁償する事を誓約いたします。

(3) 諸費用の発生

被告が原告の代表取締役に在籍していた期間に発生した原告の諸費用（滞
25 納税金を含む。）等のうち、現在も未払いのものは、次の合計183万48
81円である（甲3〔枝番を含む。〕、4）。

ア 被告が原告の代表取締役在職中に発生した原告が支払う必要のある全ての費用の未払金額

(ア)	消費税及び地方消費税（延滞税含む）	91万2200円
(イ)	源泉所得税（平成30年度）	7万5540円
(ウ)	源泉所得税（平成31年度）	7万5540円
(エ)	法人市民税延滞金	1700円
(オ)	法人県民税、事業税、特別税	2万7100円
(カ)	電気代（従量電灯C 令和元年8月分）	6万6113円
(キ)	電気代（低圧電力 令和元年8月分）	2万4021円
(ク)	株式会社a 未払顧問料	17万0485円
(ケ)	b 株式会社（製氷機修理代）	5万9087円
(コ)	c ビル更新料等	34万5564円
(サ)	小計	175万7350円
イ	被告の代表取締役退任手続に要する諸費用	7万7531円
ウ	合計	183万4881円

2 争点及びこれらに関する当事者の主張

本件の主要な争点は、①本件合意の成否等、②心裡留保、③公序良俗違反であり、これらに関する当事者の主張は次のとおりである。

(1) 争点①（本件合意の成否等）について

20 【原告の主張】

ア Aは、令和元年8月22日に、被告の放漫経営に気づき、責任を追及したところ、被告は、同月末日付けで原告を辞任すること、及び同日までに発生する原告の諸費用は自分が責任をもって支払う旨（同日までに債権者に支払えない場合には諸費用を原告に支払う旨）を約束した。

25 その後、同月30日に行われた、A、被告を含む4名での業務の引継ぎの打合せにおいて、Aは、被告に対し、本件念書を示し、「被告が負担す

べき原告の費用や滞納税金がいくら残っているか不明であり、退任手続の費用負担の件もあるから、本件念書に署名押印してほしい」旨申し向けたところ、被告がこれに素直に応じて署名押印した。そして、被告が、原告を名宛人とする本件念書に署名押印して原告に交付し、原告がこれを受領することで、本件合意が成立したものである。

したがって、本件合意は有効に成立している。

イ 本件念書第1項は「貴社在籍中に発生した支払いの必要がある金銭に関する全ての案件に対して2019年8月31日までに滞りなく支払いを完了する。」と、第4項は「上記1. 2. 3. の事項に違反があった場合、自身で法的責任を負うものである事を確認（する）」と規定しており、これが、被告の代表取締役在職中に発生する原告が支払う必要のある全ての費用（滞納税金を含む。）について、会社財産を超過する分も含めて、被告の責任で支払を完了するという内容であることは明らかである。

また、被告個人に支払義務を生じさせる趣旨でなく、単に業務引継ぎ上の誓約にすぎないのであれば、そのようなことをわざわざ念書にする必要性はない。あえて念書を作成したのは、被告が、原告の支払う必要のある全ての費用（滞納税金を含む。）の支払を被告の責任で完了することを約したことを明らかにするためである。

以上より、本件合意の内容は明確であり、本件合意は成立している。

【被告の主張】

次の点からすると、本件念書によって被告の支払義務という法的効果を発生させる意思表示又は合意がされたということはできず、原告の主張する本件合意はそもそも存在していない。

ア 民法は原則として、実質的な原因のない片務的な債務を合意のみで発生させることを予定していない。そして、被告はこれまでも、原告にかかる諸経費の支払に不足するときは、個人の財産から補填したり、受け取

るべき役員報酬を削るなどして事実上対応してきたのであり、放漫経営は行っていない。被告は、会計事務所ともやり取りをして、適切に経理上の処理をしていた。

したがって、本件合意の実質的な原因となる被告の放漫経営等の任務懈怠はなく、本件合意に基づく債務は発生しない。

イ 仮に意思表示や合意のみで片務的な債務が発生する余地があるとしても、そのような法的効果を認めるためには、当該意思表示の内容が明確であり、債務負担に至る経緯や動機、経済的利害関係等に照らして、法的拘束力を発生させても不当ではないことが必要と考えるべきである。
10 そして、本件念書は、その文言上、内容が不明確であり、被告に法的な支払義務を具体的に発生させ得るようなものとはいえない。

まず、「貴社在籍中に発生した支払いの必要がある金銭」との記載があるが、これが原告を債務者として発生している各種費用のことを指すのか、被告個人が（何らかの理由によりもともと）支払う必要があった債務等を指すのか、文言自体からは全く明確でない。その後の※部分には、「店舗営業における8月分支払いもこれに含める」との記載があるが、これも原告を債務者とする各種費用に「店舗営業における8月分支払い」が含まれるという趣旨なのか、被告個人が何らかの理由により負っていた債務の中に「店舗営業における8月分支払い」に関するものがあるという趣旨なのか、判然としない。

そして、「2019年8月31日までに滞りなく支払いを完了する」との記載も、被告が当時の原告代表者として原告の財産を用いて支払事務を完了するという業務執行のことなのか、被告個人の財産から負担するという趣旨なのか不明であり、仮に被告自身の財産から負担するとして、原告に支払うのか、そうではなく債権者に直接支払うのかも、文言自体からは全く明確ではない。

そもそも、「貴社在籍中に発生した支払いの必要がある金銭」がいくら
なのかな、本件念書中に記載がないのはもちろん、本件念書作成時において、Aも被告も具体的には認識していない。Aは、本人尋問において、令和元年8月31日までに判明する分のみを想定していたと述べる一方で、同日までに発生した分という趣旨であると回答しており、上記文言が、同日までに判明した分なのか発生した分なのか等について、具体的に協議した形跡はなく、問題意識すら持っていないことが窺われる。

一般に、書面に表れた意思表示は、その文言が多少不明確であっても、書面以外から推認される当事者の合理的な意思等を補充して解釈することが許されるが、それは典型的な契約類型では、契約成立に向けた意思表示をすることが合理的であるという前提があるからである。しかし、本件のように、もともと負っていない債務を片務的に支払うことを内容とする合意は、本来的に不合理であるから、仮に被告として、Aが被告個人に支払わせようとする意図であることを感じ取っていたとしても、それが意思表示として明確に表れていない限りは、安易に書面における意思表示の解釈を補充するものとして用いるべきではない。

これらのことなどからすると、本件念書第1項及び第4項の記載をもって、安易に被告個人に支払義務を生じさせる趣旨と解すべきではない。本件念書は、内容が不明確であり、被告に法的な支払義務を発生させるようなものとはいえない。

ウ 本件念書の作成経緯からすると、Aは、未払費用問題を合理的に解決しようとしていたわけではなく、何らかの理由により、原告の運営から被告を排除し、未払費用等が全て清算済みで、原告の役員となるとされていたBからの出資100万円がそのまま残っている状態の原告を引き継ぎ、自らの望む形で原告を運営しようという動機に基づいて本件念書を

作成させたといえる。したがって、被告が一方的に債務を負うことを合理的に説明できるような事情があったとはいえない。

また、被告は、既にBの出資した100万円から原告の費用支払に充てた分（三十数万円）を理由なく補填させられている上、もし本件念書によって費用の支払義務が生じるとなれば、さらに原告の未払費用約183万円を何ら合理的な理由なく負担させられる一方で、原告又はAは、未払費用等が清算され、Bの出資100万円がそのまま残った状態で原告を引き継ぐことができることになり、このように被告のみが一方的に極端な損失を負担する合理的理由は全く見出せない。

10 (2) 争点②（心裡留保）について

【被告の主張】

15 Aは、原告の設立に関与したオーナー的立場で、被告よりもかなり年上であり、指定暴力団東組系幹部であるCも運営に関与している状況であるから、被告は、Aに逆らえる立場ではなかった。その上で、Bからの出資金を費用の支払に充てたことが背任であるなどと追及されれば、被告が相当の恐怖や焦燥を感じたであろうことは容易に想像できる。被告としては、年末までのイベント開催でやり繰り可能と考えて弁明したとしても、令和元年8月までに清算して辞任するという流れにまではや抵抗することはできず、いたずらに紛争を長引かせて心身ともに疲弊するよりかは、その場を収めて早期に身を引いて関係を断ち切ろうと考え、真意に基づかずに念書に署名することも十分に理解可能な心理である。

20 ましてや、本件念書の内容は、その不明確な文言からは具体的にどのような債権債務関係が生じるのか判然とせず、もし原告が主張するように原告の各種費用を被告が自己の財産から支払う趣旨であるとすれば、被告が一方的に過大な金額を負担して翌日までに支払うという極めて不合理な内容であるから、被告が真意からそのような負担に応じるとは到底考えられない。

そして、原告（A）も、被告を追及した本人であり、自らがオーナー的立場であることを自認し、被告とは立場の差があったのであるから、被告が容易に念書作成を断れないことは想像すれば分かることであるし、そもそも被告に念書作成を求めたこと自体、被告には費用負担の意思がないかもしれませんと認識していた証左である。これらの事情を踏まえれば、作成当日になって初めて提示した本件念書の作成に被告が応じたとしても、それが被告の真意に基づくものではないことは原告は知ることができたというべきである。

【原告の主張】

前記(1)【原告の主張】ア記載の経過からすれば、心裡留保による無効は認められない。

(3) 争点③（公序良俗違反）について

【被告の主張】

被告が原告を債務者とする各種費用を被告個人の財産から負担すべき理由は皆無であり、そのようなもともと存在しない債務について単なる意思表示のみで債権債務関係が生じることは法は予定していないにもかかわらず、現実の立場や状況等から断り切れずに過大な金額を支払う旨の意思表示をしてしまった（念書を書いてしまった）場合に、実際にその金額を負担させるのは暴利行為と同等のものである。

したがって、本件念書による意思表示は、公序良俗違反として無効である。

【原告の主張】

争う。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記第2、1「前提となる事実」並びに証拠（甲1、3の1、甲5、6、1
3、乙1、4、原告代表者、被告本人）及び弁論の全趣旨によると、次の事実

が認められる。

(1) 原告の経営全般について

ア 原告は、自らバンドを組んで演奏活動を行うこともあるAやその知人らが、ライブハウスを経営するために、平成22年6月10日に設立した株式会社である。

5

イ Aは、原告設立当初は、自らの個人資産をもって赤字を補填するなどしながらライブハウスの運営に携わっていたが、別に本業を持っていたこともあり、知人であった被告に、ライブハウス「D」（以下、単に「ライブハウス」とのみ呼称する。）の運営を任せることとした。被告は、平成23年5月28日に原告の取締役に、平成24年7月30日に原告の代表取締役に就任し、ライブハウスの運営を取り仕切るようになった。

10

ウ 被告がライブハウスの運営をするに当たっては、Aの取締役としての報酬は無報酬であり、被告は、ライブハウスの経営で生じた利益から相当額の報酬を受領してよいこととされていた。会計士が作成した決算書上は黒字経営であり、被告は、その決算書類をAに見せることによって、黒字経営である旨を報告していたが、実際には資金繰りがひっ迫していて、原告の売上だけでは税金や経費の支払に足りないことがあり、自らの個人資産から支出したり、本来受け取るべき報酬額を削ったりすることによって、原告の赤字を補填することをしていた（なお、年単位でみた場合に、原告が赤字であったかは明らかでない。）。

15

20

エ なお、ライブハウスに関与する者の中には、指定暴力団幹部であるCもいたが、A、被告及びCはともにバンドを組んで、演奏をすることがあり、被告がCから暴力や脅迫を受けたことはなかった（ただし、Cが、ライブハウスの経営者側であったのか、単なる大口の顧客であったのかは、証拠上判然としない。）。

25

(2) 令和元年8月22日以降のやり取りについて

ア ライブハウスの大口顧客であったBは、原告の役員に就任することとなり、出資金5万円及び貸付金95万円の名目で、原告に合計100万円を支払うこととし、令和元年8月2日、原告名義の口座に合計100万円を送金した。

イ Aは、令和元年8月22日、LINEを利用して、被告に対し、Bから入金された100万円を別口座に保管するために出金するよう指示したところ、被告から、法人税や家賃の支払等に充てられ、口座残高が63万円程度となっていること、前年度消費税の滞納等があり、これらを支払う現金・預貯金が原告にはないことを伝えられ、原告の資金繰りがひつ迫していることを初めて知った。

Aは、被告の経営が放漫であると考え、「いずれにしても、今月いっぱいはYに全て任せてある訳だから、Yの責任で今月中に税金未払金と今月中の支払い、Bの100万円は綺麗にしてください」とのメッセージを送信して、被告の個人資産をもって滞納税金等の補填を求めた。これに対し、被告は、「一気には無理です」、「割合は別としてお2人のにはその補填にご協力頂く考えはありませんでしょうか?」などとして、AやCに援助を求めたが、Aから、「この状況で発覚したら協力してくれは虫が良すぎると思います」などとして赤字補填を断られたことから、「今回の清算完了して、年内のイベント・引継等済みましたら自分は取締を解任して頂いてDに携わるのを抜けようかと考えました。」とのメッセージを送信し、赤字補填(今回の清算)に応じるとともに、令和元年内のイベントを終え、引継ぎが完了した段階で、代表取締役を辞任する意向を示した。

これに対し、Aは、被告が速やかに代表取締役を辞任する意向であると理解し、「税金、家賃等、今月の支払いを完全にクリアにして月末に通帳返却してください」として、同月末日で経営から退くように求め、これ

5

に対し、被告は、「ご迷惑おかげしてスミマセンm(_ _)m」、「登記、二度手間になりますが役員・株主除名お願い致します。」と返信し、Aの求めに応じる旨返答した。その後も、Aからは、同月末日で被告が代表取締役から辞任することを前提としたメッセージが送られてきたが、被告は、これに異議を述べることはしなかった。

ウ Aは、令和元年8月28日、原告に対する税金の督促状が届いていたことから、被告に対し、その税金を全部支払うよう求め、これに対し、被告は、支払を了解する旨返信した。

(3) 本件念書作成の際のやり取りについて

10

A及び被告は、令和元年8月30日、ライブハウスにおいて、B及び従業員のEが同席する中で、引継ぎのための打合せを行った。

15

その際、Aは、被告が原告の赤字を補填することを書面で約束させるため、被告に対し、あらかじめ作成していた本件念書への署名押印を求めた。これに対し、被告は、本件念書の意味内容が、自らの個人資産をもって原告に生じた諸費用の支払い、赤字補填することを約束するものであることを理解した上で、本件念書に署名押印した。なお、本件念書への署名押印に際して、Aやその他の者から、被告に対して、威圧的な言辞がとられることや、被告が署名押印に強く反対することもなく、本件念書を巡るやり取りは短時間で終了した。

20

(4) その他の経過

被告は、令和元年8月末日までに、原告の滞納税金等の経費の一部を個人資産をもって支払い、同日には、同月分の電話料金が1万円程度あるということで、原告名義の口座に1万円を送金した。

被告は、同年9月1日、Aに対し、原告名義の通帳等を引き渡した。

25

2 事実認定の補足説明

被告は、本件念書の内容に関して、陳述書には、Aから本件念書の作成を求

められ、「お金を個人負担するなどとは考えておらず、（中略）突然、このような念書へのサインを求められて困惑した」と陳述記載し、あくまで本件念書の趣旨を理解しつつ、これへの署名押印を躊躇した旨述べていたが、他方で、同じ陳述書において、「念書の文章を改めて読んでみても、私が個人で経費を負担するとはっきりと書いてあるわけではありません。」と陳述記載し、また、原告代理人の反対尋問に対しては、本件念書の内容は理解できない旨供述していた（被告本人31頁）。しかし、被告は、補充尋問に対しては、本件念書が被告の個人資産をもって原告の赤字を補填することを約する内容であると理解していた旨供述している（被告本人33頁ないし36頁）。このように、被告は、本件念書の記載内容が理解できたかという重要な点について、供述等が全く一貫しない。

また、被告は、本件念書の作成経緯について、陳述書では、「サインしない限り話が終わらないという感じになり、午後9時ころからは一般の利用客の来店が予定されていたこともあったので、その場を収めるために仕方なくサインしました。」などと陳述記載していたが、本人尋問では、本件念書の際のAとのやり取りについては、Aに「書け」と求められ、これを拒絶したが、さらにAから、「いいから書けよ」と言われ、これに応じたという程度の供述をするに過ぎず、要した時間も5分程度の短時間であった旨供述している（被告本人30、35、36頁）。こちらも本件の重要な点について、不合理な供述等の変遷があるといわざるを得ない。

さらに、被告は、陳述書においては、以前に電話でAに対し、経費の支払について、「自分は（個人として）責任を負わなくともいいですよね」と確認し、Aから特段の反論もなかつたにもかかわらず、令和元年8月30日に突然本件念書へのサインを求められて困惑した旨陳述記載し、いかにもAが前言を翻したかのように述べていたが、被告は、本人尋問において、Aに上記のとおり確認した際、Aは、「それはちょっと待って」と述べたにとどまり、了解し

ていたわけではない旨供述している（被告本人27、28頁）。被告が、Aから本件念書への署名を求められ困惑したことがあったとしても、それはAが前言を翻したためではなく、「困惑した」という趣旨が大きく異なっている（なお、被告が、Aに対し、電話を架けて、上記のとおり質問した事実は認めるに足りる証拠はない。）。

このように、被告は、本件の経過に関して、自らに有利なように事実を誇張して供述等している具体的な疑いがあり、被告の供述は全体的に信用性を欠く。これを前提とすると、前記1記載のとおり認定すべきである。

3 爭点①（本件合意の成否等）について

（1）検討

前記1認定事実によれば、被告は、Aの依頼を受けて原告の代表取締役に在任中、原告の税金や経費の支払ができないこともあったにもかかわらず、虚偽の決算書類をAに示して黒字経営のように見せかけていたところ、原告が税金を滞納していることがAに発覚したことを契機に、Aから、被告の個人資産をもって、原告の赤字状態を解消するよう求められたこと、これに対して被告は、当初は消極的な意向を示していたが、最終的には異議を述べなかつたこと、その後、Aは被告に本件念書への署名押印を求め、被告はこれに応じて本件念書を作成したこと、被告は原告の諸費用の一部を個人資産をもって支払ったことが認められる。このような作成経過等に照らせば、本件念書は、作成に至るまでのAと被告の協議内容を書面化したものといえ、本件念書第1項及び第4項の合意内容は、A及び被告の双方が認識していたとおり、被告の個人資産をもって、原告に発生した諸費用の支払を行うことを意味するものと解釈するのが合理的である。

また、「貴社在籍中に発生した支払いの必要がある金銭」と記載されていることからすると、被告が責任を負うのは、被告が代表取締役を辞任する令和元年8月末日までに原告を債務者として発生した諸費用の支払債務（滞納

税金を含む。) を意味すると解釈すべきである。

したがって、被告は、本件念書に署名押印することによって、被告が代表取締役を辞任する同日までに発生した原告が支払うべき諸費用について、被告が個人資産をもって支払を完了することを約する旨の意思表示をし、A 5 は、これに対応する意思表示をしたと認められるから、原告が主張する本件合意の成立が認められるというべきである(なお、本件合意当時、Aには原告の代表権はなかったと認められるが、その後、Aが原告の代表取締役に就任した後に本件合意を黙示的に追認したと認められるから、Aの代表権の有無は結論を左右しない。)。

10 (2) 被告の主張について

ア 被告は、民法は原則として、実質的な原因のない片務的な債務を合意のみで発生させることを予定していないなどと主張する。

15

しかし、民法の定める典型契約においても、委任契約は諾成の片務契約である上、その他にも、保証契約、債務引受契約など、(書面による)合意のみで片務的な債務が発生することは一般的に承認されている。被告は、準消費貸借契約は原債権が存在しなければ成立しないが、原債権がないにもかかわらず、意思表示のみで債務が発生し得るとすると、準消費貸借契約の要件は無意味になってしまふと指摘するが、それは民法が原債権を前提とする準消費貸借契約を典型契約として定めたことの帰結にすぎない。原債権を準消費貸借契約の要件としたことについて、何らかの消費者保護的な意味合いはなく、原債権の存在を前提とせずに債務を負担する合意をしたところで、民法が定める何らかの強行法規を潜脱することにはならない。

20

25

また、片務契約の成立に当たって、何らかの実質的な原因が必要と解する根拠もない。ただし、本件においては、A及び被告は、これまでも自らの個人資産をもって原告の赤字を補填することがあったこと、被告は平

成24年7月30日から令和元年8月末日まで約7年間にわたり、相当額の報酬を得ながら原告の代表取締役を務めており、原告の経営状態に関しては一定の社会的責任を負うべき立場にあったこと、そして、本件合意当時も原告は資金繰りがひっ迫していたことなどからすると、被告が本件合意をするに当たっては、実質的な原因はあったというべきである。

したがって、被告の上記主張は採用できない。

イ 被告は、本件念書の記載内容が不明確であると主張する。

しかし、本件念書は法律家が作成したものではなく、法的に一点の疑義も許さない表現が用いられているとまではいえないものの、前記1で認定した経過も併せ考慮すると、本件念書の記載は十分に明確というべきである。

被告は、本件念書第1項が、原告を債務者として発生している各種費用のことを指すのか、被告個人が（何らかの理由によりもともと）支払う必要があった債務等を指すのか不明確であるなどと主張するが、他方で、被告は、本人尋問において、本件念書第1項が、原告に発生した諸費用につき、被告の個人資産をもって赤字補填することを約束する趣旨であることを理解していた旨供述している（被告本人35頁）ところであり、上記主張は被告自身の理解とも齟齬するものであり採用できない。

本件念書第1項の※部分には、「店舗営業における8月分支払いもこれに含める。」と記載されており、被告はこれも不明確であると指摘するところ、確かに、Aと被告の間において、店舗営業に関するものとこれに関しないものとして具体的に何が想定されていたのか不明ではある。しかし、いずれにせよ本件念書第1項本文が、原告に発生した諸費用を意味することは明らかであるから、被告の指摘によって本件念書第1項自体が不明確ということにはならない。

また、本件念書第1項には、「2019年8月31日までに滞りなく支払いを完了する」とあり、被告の債務の支払期限が同日までであったことが読み取れ、この点、前記(1)記載のとおり、被告が責任を負う対象は、同日までに原告に発生した諸費用を意味すると解されことからすれば、同日までに発生はしたが、同日には未だ判明していなかった諸費用を被告が支払期限までに支払うことは不可能に等しいから、支払期限について被告もAも具体的な問題意識を持っていなかったとか、不合理な点があるという被告の指摘は正当である。しかし、本件念書第1項が、同日までに発生した諸費用であることは、本件念書第1項の本文から明確に読み取れるのであり、附款に過ぎないと解される支払期限にこれと整合性に欠ける部分があるからといって、本件念書第1項に基づく本件合意全体が有効に成立しないとするのは、当事者の合理的意思に適合しないと解される。同日以降に判明した諸費用については、判明後相当期間内に支払うことを合意したものと解釈するのが合理的であり、この点に関する被告の主張も採用できない。

ウ 被告は、本件念書は、Aが何らかの理由により自らの望む形で原告を運営しようという動機に基づいて作成させたもので、被告が一方的に過大な負担をするという極めて不合理な内容であると主張する。

しかし、Aが自身の利益を追求して自らの望む形で原告を運営しようと考えたとしても、何ら不当な点はない（被告はAの目的が不当であることを具体的に主張するものではない。）。また、前記アでも指摘したとおり、被告が本件念書を作成する実質的な理由は肯定できるのであり、被告が一方的に過大な負担をするなどということもできない。加えて、仮に被告の主張するような点から、本件念書の作成が不当であるといえたとしても、それは合意の成否に消長を来す事情ではなく、意思表示の瑕疵や公序良俗違反の有無において考慮されるべきことであり、被告の上記主張は採用で

きない。

エ 以上から、被告の主張はいずれも採用できない。

(3) 小括

よって、被告が本件念書に署名押印することによって、本件合意が成立したことが認められる。
5

4 争点②（心裡留保）について

(1) 心裡留保の有無

ア 検討

前記1で認定したとおり、被告は、令和元年8月22日に問題が生じるまでにおいても、自らの個人資産をもって原告の赤字を補填したり、受け取るべき役員報酬を削ったりするなどして対応してきたこと、同日以後、Aから、LINEのメッセージにおいて、赤字補填を求められたのに対し、被告は、直後は消極的な意向を示しつつも、結局はこれに応じていること、その後本件念書作成に至るまで、被告がAに対し赤字の補填に異議を述べたことはなかったこと、本件念書作成の際にも、被告が拒絶できないような状況にはなかったにもかかわらず、被告からの拒絶はなく、本件念書作成は短時間で済んだこと（被告の供述を前提としても、1回拒んだだけに過ぎない。なお、同事実は認めるに足りない。）、被告は、同月末日までに、自らの個人資産をもって原告の諸費用の一部を支払っていることからすると、被告は、本件念書に署名押印するに際し、本件念書記載のとおりの内心の効果意思を有していたと推認される。これに反する被告の供述は信用できないといわざるを得ない。
10
15
20
25

したがって、本件念書に客観的に表示された被告の意思表示の内容が、被告の内心の効果意思と齟齬するとは認められない。心裡留保の主張は認められない。

イ 被告の主張について

被告は、被告が真意から一方的に過大な負担をするという極めて不合理な合意に応じるとは到底考えられないなどと主張する。

しかし、一般的に、比較的規模の小さい会社の代表者が、当該会社を主債務者とする金銭債務を保証するとか、当該会社に対して個人的な資金を貸し付けるなどして、一定の経済的負担を負うことが行われていること、実際に原告においても、Aや被告が自らの個人資産で原告の赤字を補填していたことからしても、被告が、Aらとの関係で、原告の資金繰りがひっ迫していることに責任の一端を感じて赤字補填を合意することは十分に合理的な行動である。また、一般的な経験則からして、通常人は、真実は何らの合意をするつもりがないにもかかわらず、一定の合意をする旨の書面に署名押印することはないと解されるところ、本件において、被告は真意でない意思表示を迫られたわけではなく、上記経験則を覆すに足りる事情は見受けられない。

したがって、被告の上記主張は採用できない。

15 (2) Aの悪意・過失

ア 検討

仮に被告において、真意でないことを知つて意思表示をしたとしても、相手方であるAにおいて、本件念書に表れた被告の意思表示が真意でないことを知り、又は知ることができたとは認められない。

20 すなわち、前記1で認定したとおり、Aは、被告に赤字補填をさせる強固な意思をもつて本件念書に署名させたものであり、LINEのメッセージ上も、本件念書作成経過において、被告から強い反対があつたわけではない（被告の供述を前提としても、一度は断つた程度にすぎない。）。Aは、本件念書の作成に際し、「信用しないわけではないけれども、これにサインをしてもらえるかい。」と述べたと供述する（原告本人10頁）ところ、Aのこの発言の趣旨としては、Aと被告とは本件念書

第1項と同趣旨の約束を口頭で交わしており、Aとしては、被告がそれを遵守しないとは考えていないが、被告が合意の存在を争うなどした場合のために本件念書を作成したいと解することができるのであり、この発言を捉えて、Aにおいて、任意の支払に期待する趣旨にすぎないと理解していたと解釈することはできず、むしろ法的効果を欲したがために本件念書の作成を求めたと考えるのが自然である。Aが、被告の意思表示が真意でないことを知っていたと認定することはできない。

また、上記事情に加え、Aも被告も赤字補填をしていたこと、原告がライブハウスを経営する比較的規模の小さい会社であることなど、前記(1)で説示したところからすると、Aにおいて、被告の真意を知ることができたとか、知るべきであったともいうことはできない。

イ 被告の主張について

被告は、人間関係やその場の状況等から断り切れずに、本来支払う必要のない金銭を支払う旨を約束してしまったという事例では、当該約束に係る意思表示は心裡留保として無効とされることが多いと主張する。

この点、Aと被告の間において、被告が個人資産をもって原告の赤字を補填するか否かについて、先鋭的な対立があり、被告が、Aからの厳しい追及を免れるための便法として、本件念書に署名押印したというような事案であれば、心裡留保により、被告の意思表示を無効とする余地もあると解される。

しかしながら、本件はそのような事案ではない。ライブハウスの運営に際しては、A及び被告のいずれにおいても、自らの個人資産で原告の赤字を補填するといった対応がされてきたのであり、Aが被告に赤字補填を求めたのも、そのような流れにあるものと位置付けられ、そうであるからこそ、被告も赤字補填に強く異議を述べることはしなかったものといえる。本件念書の内容は、被告にとって不利益な内容であるから、も

ちろんのこと被告が喜んで本件合意の意思表示をしたものではないことは容易に推測できるものの、被告が本件合意をすることが格別不合理であるとも評価できない。

なお、被告が指摘する裁判例は、同棲生活解消に際して2000万円の支払を約束した事案（東京高裁昭和53年7月19日判決・判タ370号80頁）、不貞慰謝料として1000万円の支払を約束した事案（東京地裁平成20年6月17日判決・判例秘書登載）、婚約破棄に際して生活費2年分など合計1732万8000円の支払を約束した事案（東京地裁平成25年12月19日判決・D1Law.com登載）というように、いずれも自然人間の交際関係に関連して、個人が債務を負担するにしては法外に高額の金銭の支払を約束したものである。これに対し、本件は、原告代表取締役であった被告と被告の後任として代表取締役になることが想定されていたAとの間の、原告の経営に関連する約束事である。被告も、原告の経営者として、本件念書第1項によって被告が負担することになる諸費用の金額はある程度は想定できたはずである上、結果的には、その金額は183万円程度にとどまるものであって、法外な金額ともいえない。また、Aの方が年上で、立場としても上であったことは窺われるものの、被告が、Aから本件念書への署名押印を求められて、これを断るのが困難であったとは認められない。上記各裁判例は本件とは大きく事案を異にし、参照することはできないといわざるを得ない。

(3) 小括

以上の検討のとおり、被告に心裡留保があるとも、Aに悪意・過失があるとも認められないであって、心裡留保をいう被告の主張は採用できない。

5 争点③（公序良俗違反）について

前記3及び4での検討に照らせば、本件念書第1項の趣旨は、合意の成立を

認めるに当たっては十分に明確であって、その合意内容も被告にとって不合理であるとはいえないけれども、Aも、被告に対し、本件念書への署名押印を強く迫ったものではないから、本件合意が公序良俗違反であるということもできない。

6 その余の被告の主張について

5 その他被告は、本件合意に基づく債務は自然債務であるとも主張するが、本件合意が成立し、心裡留保や公序良俗違反が認められないことは、これまでに検討したとおりである以上、当該債務が自然債務となると解すべき根拠はない。

7 結論

10 以上によると、原告は、被告に対し、本件合意に基づき、被告が代表取締役を退任する令和元年8月31日までに発生した原告が支払うべき諸費用（滞納税金含む。）の支払を求めることができるところ、前記第2の1(3)で認定したとおり、その金額は合計183万4881円である。

15 よって、原告の請求は全部理由があるからこれを認容することとして、主文のとおり判決する。

●●地方裁判所

裁 判 官



協議事項第1 フェーズ3を見据えた判決の在り方 / 1 第一审判決書の現状と目指すべき方向性

現在の判決書の課題

○ 最大の課題は「冗長な判決」

- ◆ 冗長な判決は、判断のポイントが分かりにくく、判断内容が正しく理解されない。他方、やみくもに短くしても分かりやすさや説得力にはつながらない。
- ◆ 適切な分量とするには、読み手に対して、中心的争点とそれについての裁判所の判断を分かりやすく示すという視点が重要。
 - ⌚ 誰を読み手と想定するかで分量も異なり得る。
 - ◆ 当事者に加えて、第三者（国民・高裁）も読み手として意識した判決を原則と考えるかについては意見が分かれた。
- ※ 当事者を読み手の基本とする立場も、事案ごとに、判決の社会的影響、上訴の可能性等に留意して、第三者も読み手として想定すべき事案か否かを検討すべきとする。

判決書の課題の原因

○ 争点整理が不十分

- ◆ 争点の絞り込みや、争点の軽重の認識共有が不十分なため、複数の争点について平板な記載をすることになり、冗長化。

○ 当事者／高裁を意識した念のための記載

- ◆ 裁判官が控訴審判決を予測して先回りした記載をしたり、当事者の納得のために全ての主張に丁寧に答えようとするなどして冗長化。
 - ⌚ 控訴審判決を先回りして書こうとする必要はなく、第一審での中心的争点の判断に注力すべき。
 - ⌚ 当当事者の納得のために全ての主張に応答すると、判決が分かりづらくなるため、主張の重要性について争点整理で認識共有しておくべき。

課題の克服策

○ 争点整理の改善

- ◆ これまでの審理運営改善の議論を踏まえて、デジタルツールを活用しつつ、過度な負担なく効果的に争点及びその軽重を認識共有。

○ 判決書の改善

- ◆ 争点整理で確認した争点について、裁判所の判断を分かりやすく示すことを基本にして、必要十分な記載についてイメージを共有していくことが重要。



判決書の改善

第一審判決書／控訴審判決書ともに核心を捉えたコンパクトな判決書を目指す（2頁参照）。

判決に必要な主張立証を揃えることを意識して審理することにより、争点整理を無駄なくスリム化

核心を捉えたコンパクトな審理判断

判決で重点を置くべき争点・主張について当事者と認識共有し、それについて端的に分かりやすく判断を示すことにより、判決をスリム化



争点整理の改善

序盤に確認した争点を中心に、主張立証の拡散を防止しながら、判決に向けて争点及びその軽重を認識共有（3頁・引出集参照）。

2 核心を捉えたコンパクトな第一審判決書の具体的な検討

事案の概要

○ 事案の要旨・前提事実

- ◆ 事案の要旨には、読み手の理解のために事案の顔を記載すべきという意見と前提事実をある程度記載するのであれば、必要最低限の記載で足りるという意見があった。
- ◆ 前提事実では、当事者の主張を理解するのに必要な限度で簡潔な記載を心掛けることに異論なし。
 - （☞ 前提事実の記載の程度は、当事者主張欄のそれと密接に関係。当事者主張欄を簡潔にすれば、前提事実も自ずと絞られる。）
- ※ 事案の要旨において請求の法的根拠のみを示すことや、前提事実を省略することも考えられるが（サンプル①参照）、第三者にとって理解が困難ではないかという指摘も少なくなかった。

○ 当当事者の主張

- ◆ 当当事者の主張を判断に先出しするのは、主張の対立点を明らかにし、読み手に後に続く判断部分を読む際の着眼点を与えるため。
- ◆ 当当事者がどのような理由で争っているのか、その主張の対立点が理解できる記載が必要。主要事実レベルの記載を基本とし、必要に応じて重要な間接事実も記載。

※ 事案によって争点項目のみを示すことも考えられるが（サンプル①参照）、読み手にとって主張の対立点が理解困難になりやすいため、それに適した事案かは注意が必要。

核心を捉えたコンパクトな判決



想定される読み手を意識して、
中心的争点についての当事者の
主張の対立点とそれに対する
判断を分かりやすく示す。

判断

○ 認定事実

- ◆ 認定すべき事実は、要証事実の認定に必要かという観点から取捨選択。いったん起案した後、不要な記載を削るなどして推敲することが有益（その時間を捻出するためには、事件全体のマネジメントが重要）。
- ◆ 物語形式は、要証事実を一定の事実経過の中に整合的に位置付けられることが認定根拠になり得る事案、共通の事実関係の下に複数の争点がある事案で有益。他方で、不要な事実を認定しがちとのデメリットも。物語形式にこだわらず、事案に応じて物語形式を採用するかを検討すべき。

○ 説示

- ◆ 判決の最も重要な部分であり、それに見合った分量で、分かりやすく説得的な記載を心掛ける。
- ◆ 故訴者の主張については、主張・立証に合理性があるもの、特に力を入れていたものに応答。もっとも、重要性が低いと思われるものについては争点整理段階で指摘し、判決での記載の有無は、記載の目的に鑑み慎重に検討。

3 控訴審判決書の在り方

控訴審判決書の課題

- ◆ 引用判決は、原判決と見比べないと内容が理解できず、読み手にとって分かりづらい。
- ◆ 控訴審における些末な主張を取り上げており、控訴審判決書自体が核心を捉えたコンパクトなものになっていない場合がある。
 - （☞ 控訴審判決において細かな主張を取り上げると、第一審においても同様に細かな主張を取り上げなければならないとの誤解を生じさせかねないため注意が必要。）

分かりやすい引用判決

- ◆ 引用判決は、控訴審の事後審的運用に整合するものであり、有用な方法であることに異論はなかった。
- ◆ ①引用判決でも、控訴審判決だけで、事案の概要、訴訟物、主要な争点、主要な争点に対する控訴審の判断が分かるようにする、②補正は、控訴理由に答えるために必要な最小限の補正にとどめるなどの工夫をさらに進めるべきことが確認された。

簡にして要を得た控訴審判決書

- ◆ 控訴審判決書を簡にして要を得たものとするための具体的な方策として以下の意見があった。
 - 控訴理由への応答に軽重をつけることが重要。
 - 第一審判決が些末な主張として取り上げなかったものについては、控訴理由書で主張されたとしても、控訴審判決において取り上げないといった対応等も考えるべきである。

協議事項第2 争点整理中終盤の各種手法の効果検証 / 1 争点整理終結段階の到達度

終結時期に迷ったときの対応

○ 心証が固まらない？

- ・検討のために1期日もらい、まとまった検討時間を確保。必要に応じて擬似合議や周囲の裁判官と相談するとよい。
- ・当事者に率直に疑問点をぶつけて、議論してみる。
- ・人証次第の事案は、どういった証言が出れば、どういう認定になるかをシミュレーションしつつ、尋問に入ってしまう。

○ 当事者が続行を希望？

- ・予定している主張立証の内容を確認して、必要がないと判断すれば、必要な整理はできる旨裁判所の認識を示す。主張をさせる場合であっても尋問の予定期日等を決めておく。
- ・当事者は裁判官の心証が分からないと念のための主張をしがち。こまめな心証開示が重要。
- ・序盤から当事者にスケジュール感を伝えて、争点整理の終結時期について認識共有。

○ 和解協議が継続？

- ・見通しがないまま続行しない。和解の可能性があるかを踏まえて続行の要否を検討。
- ・争点整理段階であれば、いったん和解を打ち切り、尋問後に再度協議することも検討。
- ・協議を続けなければならない場合も、予め回数を設定しておくことが有用。

終結時期までに判決作成のために当事者との間で行っておくべき内容

○ 争点整理終結時に当事者と確認すべき内容

- ・中心的な争点と主張の骨子・証拠は確認すべき。争点は調書等で書面化。主張の骨子等は事案に応じて口頭での確認にとどめることも考えられる。
☞ 裁判所が中心的な争点を把握できない場合もあるが、これについては、序盤に口頭協議を行い、確認した争点に沿って準備書面を提出してもらう、重要証拠を早期に提出してもらうなど、引出集に記載された手法を活用することが有用。

○ 主張対比表

- ・争点多数の事案や金額等の判断項目が多数の事案等において主張対比表が有効。
- ・争点整理目的か、判決添付目的かで、負担や適した事案も異なり得る。費用対効果を踏まえて作成の要否を検討。

○ 時系列表

- ・事実経過が複雑な事案や、事実経過を前提に評価を行うべき事案で、特に有効。
- ・どの程度の事案で作成するか、当事者に作成してもらうかは、裁判官によって様々。

○ 要約書面

- ・裁判官交代後の事案把握のために有効。



2 争点整理中終盤の審理手法の効果検証

主張整理の手法

- ・期日の協議結果の可視的共有、具体的な準備事項の指示、確認した争点に沿って協議については、効果が高く、あい路も少ない手法であり、基本的にどの事案でも実践すべき。
- ・争点骨子メモ、準備書面の項目設定、主張に証拠を引用するといった手法は、効果が低いという意見と高いという意見に分かれた。
☞ 争点骨子メモについて効果が高いという裁判官は、訴訟物、要件事実レベルの簡潔なものを活用。
☞ 準備書面の項目設定は、争点と主張の結びつきが分かり易くなり、弁護士からも好評との紹介あり。

証拠整理の手法

- ・早期の重要証拠の確認、提出は効果が高く、あい路も少ない手法であり、基本的にどの事案でも実践すべき。
- ・大量に証拠が提出される場合には、提出範囲を協議、整理した二次的証拠を提出してもらうことが有用という意見が多かった。
- ・SNS、カルテ等全体の流れが意味を持つ場合には、重要部分にマーカーを引いてもらうことが有用という意見が相当数あったが、重要部分について裁判所と当事者の認識が異なる場合には結局裁判所が重要部分を確認しなければならないという指摘もあった。
☞ 当事者が指摘しない重要部分を裁判所が見つけ出す必要があるかは両論あった。